

経済産業省委託事業

イランにおける

模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査

2017 年 4 月 独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部

*目次

は	じめ	に	. 1
	略史		. 1
	イラ	ン暦	. 2
	地理	的な位置	. 3
	主な	都市	. 3
	イン	フラ	. 5
	経済	の概要	. 7
	輸出	入	. 8
	経済	成長	. 9
	イラ	ンに対する制裁の効果	. 9
イ	ラン	における模倣品の概要	13
イ	ラン	の知財法、規則及び条約の概要	16
	国際	条約	16
	国内	法	17
イ	ラン	における知財保護に関与する官庁	18
可	法制	度と知財裁判所	21
	裁判	制度2	22
税	関に	よる知財権の執行2	27
	(1)	適用法2	27
	(2)	差止命令の対象となる模倣製品2	28
	(3)	税関における知財権の登録制度	30

(4)	差止命令の手続	. 30		
(5)	税関による実際の水際対策	. 34		
(6)	関連判例	. 34		
警察に	こよる知財権の執行	. 37		
(1)	適用法	. 39		
(2)	差止命令の対象となる模倣製品	. 39		
(3)	家宅捜索手続	. 40		
(4)	警察部門の実際の活動	. 44		
(6)	成功の代表例と失敗の代表例並びにそれらから得られた教訓	. 48		
司法的	勺救済(民事訴訟)	. 50		
(1)	適用法	. 50		
(2)	裁判手続、管轄及び訴訟費用	. 51		
(3)	証拠の収集	. 52		
他の行	テ政組織の執行	. 70		
自由貿	貿易区における知財権の執行	. 75		
イラン	ノにおける知財保護や模倣品対策に関係する NPO や NGO の概要	. 84		
知財関連官庁の詳細な連絡先				

はじめに



イランの概要

イランは、8,000 万人の人口と 164 万 8,195 平方キロの国土面積を持つ共和国である。 首都はテヘランであり、同国で会話に使われる言語および公用語はペルシャ語(ファルシ語)である。



略史

この地域に関する歴史書の記録は 5,000 年以上前、ウルクとスーサで文字が発明された時点に遡る。豊富な天然資源や民族、地政学的な観点等から、当時の世界においてイランは重要な地位を占めていた。イランの国家としての近代史は、パーレビ期(1921-1979 年)とともに始まる。この時代は、二段構造の政策、すなわち集権化と近代化を追求した君主制による独裁政治を特徴とするものだった。この政権は地方に存在した自律

的な権力構造の中枢を排除するという政策課題を追求し、市民の政治参加を制限することで近代化/西洋化のための事業を強行した。

イスラム革命(1979 年)は、イラン人の生活のほぼあらゆる側面に多くの変化を引き起こし、復古的な傾向強化した。民主主義を志向する現代性と伝統との前例のない緊張関係は、こうした変化の一例である。法制度の一部、特に刑法と憲法が根本的に変化した。しかしながら、民法及び知的財産法については大きな変化が見られなかった。

イラン暦

イランには公式な暦が2つ存在する。イスラム太陰暦(qamari)とイラン太陽暦 (shamsi)である。イラン暦はジャラリ暦に基づいており、それは、ヒジュラ暦又はペルシャ暦とも呼ばれている。この暦は現代のイランで使われており、グレゴリオ暦と同様に太陽暦である。

ヒジュラ・イラン太陽暦の暦年とイスラム太陰暦は、いずれも西暦 622 年のイスラム 教の預言者モハメッドのメディナへの聖遷(大量移住又はヒジュラ)から始まる。しか しながら、それ以外、この2つの暦に関連性はない。

イスラム・ヒジュラ暦は太陰暦である。このため、イラン・ヒジュラ太陽暦とイスラム・ヒジュラ太陰暦とでは大幅なずれが生ずる。例えば、西暦 2016 年1月1日はイラン・ヒジュラ太陽暦の1394年、イスラム・ヒジュラ暦の1437年に対応する。

イラン太陽暦の新年は春の最初の日に始まる。イランは北半球に位置している。したがって、春の始まりから夏の終わりまでの最初の6ヵ月はそれぞれ31日、次の5ヵ月は30日、12月は通常の年で29日、5るう年で30日になる。

西洋人になじみがあり、現在世界の多くの国々で使われているグレゴリオ暦はイランでも知られているものの、公式には採用されておらず、その使用が禁じられていた時期もある。ただし、あくまでも参照のために、新聞や各種文書、特に非イラン人に関わるものに対して西暦の日付が使われる場合もある。

地理的な位置

イランは、ペルシャ湾とカスピ海をまたぎ、中央アジアを公海に接続し、また西アジアを中東に接続するユニークかつ貴重な地理的位置にある。

国土の大半は、カスピ海沿岸地域とペルシャ湾の南西にあるフーゼスターン州を除いてイラン高原に位置している。イランは陸と海の国境線で15ヵ国と接しており、合計で5億3,000万人以上の市場に容易なアクセスを提供しており、この市場の人口と購買力が増加しているため、世界経済が停滞している中、成長市場を提供している。詳しく言えば、イランは、北西方面をトルコ、アゼルバイジャン及びアルメニア、東方をパキスタンとアフガニスタン、そして北方をトルクメニスタン、西方をイラクに囲まれている。同国の国境線のうち、およそ228マイルがトルコ、428マイルがアゼルバイジャン、27マイルがアルメニア、596マイルがパキスタン、572マイルがアフガニスタン、713マイルがトルクメニスタン、そして994マイルがイラクとの国境である。

主な都市

イラン最大の都市は首都テヘランである。他の主要都市は、マシュハド、イスファハン、カラジ、タブリーズ、シーラーズ、アフヴァーズ、及びコムである。

テヘラン

テヘランはイラン・イスラム共和国の首都であり、テヘラン州の中心である。テヘランは、世界でも有数の都市の1つであり、同国最大の経済の中心地であり、その現代の大小両方の技術系及び工業系施設の拠点である。

テヘランはイランの交通網のハブであると同時に、国の経済活動の 40%以上が行われている経済の中心でもある¹。輸送システムを通じた他地域との接続が極めてよく、あらゆる方角に向かう長距離路線バスに加え、タブリーズ及びイスタンブールを経由して欧州まで伸びる鉄道、そしてマシュハド、ヤズド及びホッラムシャフルへの国内線、さらに同市の西側にあるメヘラーバード空港とイマームホメイニ国際空港を備えている。

テヘランの人口は 1900 年の 20 万人から 1996 年の 1,030 万人へと 50 倍に増え、その うちの 680 万人がテヘランの市域内に住んでいる。しかしながら、イランの総人口は同 じ期間にわずか 5 倍にしか増えていない。1900 年に総人口でわずか 2 % しかいなかった テヘランは、現在、市内と広域首都圏に総人口の 15%以上を抱えている。1970 年代以

¹テヘラン市ウェブサイト http://www.tehran.ir/

降は、この比率が比較的安定している。この人口爆発は、首都のユニークな魅力に起因した人口流入の結果である。100年前にただの町だった首都は、政府による集権化と社会福祉の向上により今では多かれ少なかれ近代的な大都市に発展している²。

マシュハド

同市は、トルクメニスタン及びアフガニスタンとの国境に近い、同国の北東部に位置している。同市は、イランで2番目に人口の多い都市であり、ラザヴィー・ホラーサーン州の州都である。その人口は2011年の国勢調査時点において274万9,374人だった³。同市の主要産業として、栄養産業、衣料品、皮革、繊維製品、化学品、鉄鋼及び非金属鉱業、建設資材工場、手工業及び金属産業がある。マシュハドには、イランのホテルの55%以上が集中しており、同国の観光拠点となっている。

イスファハン

同市は、イランのイスファハン州の州都であり、テヘランから約 340 キロ (211 マイル) 南方にある。イランで3番目に大きな都市であり、質の良い絨毯、繊維製品、鉄鋼、手工芸品、伝統食を生産する。

タブリーズ

タブリーズはイランの北西部における最大の経済の中心地であり、最大の住宅地域である。医療、商業、小工業及び重工業、そして手工芸品が主な産業である。同市の人口は 160 万人である⁴。

シーラーズ

シーラーズは、イラン南部の経済の中心地である。25 のモールと 10 の市場を備えた都市であり、ショッピング目的の優れた観光地として知られている。

アーバーダーン

同市の経済基盤は、石油の精製及び積出しである。イラン産石油の大半は、油田からパイプラインを通じてアーバーダーンに輸送される。

²テヘラン市ウェブサイト http://www.tehran.ir/

³ イラン統計センター、南ホラーサーン計画部

^{4 「2011} 年国勢調査 - Natayei」 (PDF) 。イラン統計センター。2008 年 2 月 2 日に抽出

ゲシュム島

同島は、ペルシャ湾内、イラン南岸のすぐ沖合、港湾都市バンダル・アッバース及びバンダル・ハミールの向かいにある。300 平方キロの自由貿易区を抱える同島は、全長135 キロ、ハサブにあるオマーン港から60 キロ、そして UAE のラシッド港からおよそ180 キロというホルムズ海峡の要所に位置している。同島は1991年、「自由貿易産業区」へと変貌した。ゲシュム島は、中央政府から独立して独自の政策を策定する権限、裁量を付与されている。

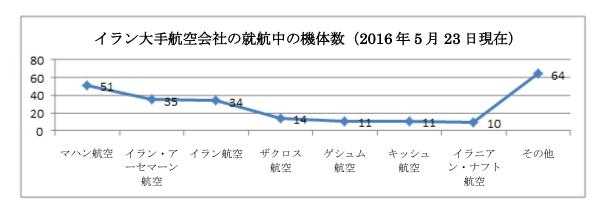
インフラ

イランは多額の投資を通じ、港湾、鉄道及び道路網並びに航空輸送システムを発展させた。同国には 103 の空港と総延長 1 万 3,000 キロの鉄道網がある。イランの鉄道網は、道路交通都市開発省により監督されているイラン・イスラム共和国鉄道 (RAI) により運営されている。

空港と航空輸送能力

イランの空港で取り扱う旅客数は過去 10 年間で倍増している。制裁解除を受け、成長は今後も持続すると予想される。テヘラン市とマシュハド市だけで総交通量の 65%を占める。

イランには 15 の定期運行航空会社が存在するものの、その大半が比較的規模の小さい企業である。51 機の航空機を保有する民間のマハン航空が最も多く、アーセマーン航空とイラン航空のそれぞれ 35 機と 34 機がこれに続く。他の航空会社は全て保有機体数が15 機未満である5。



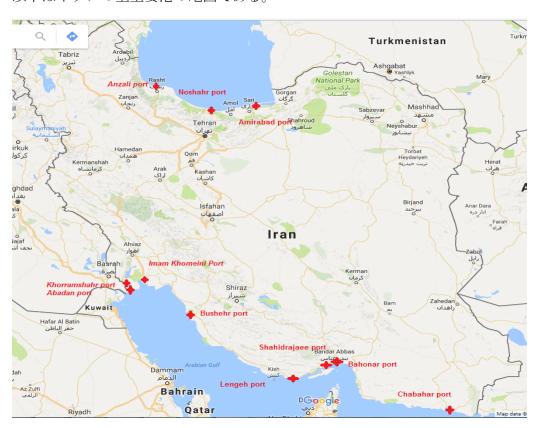
⁵ CAPA、Aviation Analysis、教育を受けた 8,000 万の人口を抱えるイランは航空交通の主要国になる可能性を秘めている、2016 年 6 月 1 日発行

海港

イランの港湾は、大半の石油ターミナルを除いて、一般に政府機関であり、道路交通省の一部門である港湾局 (P.S.O.) により運営されている。イランの港湾は、二つの地域に存在する。

- 1. 北部にあるカスピ海港は、主に貨物の積替えに加え、ロシアや CIS6との商品の交易でにぎわっている。また、カスピ海には、漁港に加え、タンカーや小さな船舶を扱うための小さな港も存在する。
- 2. ペルシャ湾とイランの南方にあるオマーン湾の港湾は、乾貨物からコンテナ貨物、そして多湿貨物に至るあらゆる種類の海上貿易を扱うことができる。

以下はイランの全主要港の地図である。



地図データ © 2016 年グーグル

⁶ 独立国家共同体、すなわち CIS は、2014 年時点で、ロシア、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、タジキスタン、アルメニアで構成される。

経済の概要

イランは、中東・北アフリカ(MENA)地域でサウジアラビアに次ぐ経済大国であり、世界銀行によれば、2015年の推定国内総生産(GDP)は3,937億米ド ν 7である。

イラン経済の特徴は、炭化水素部門、農業部門及びサービス部門であり、製造及び金融サービス分野に国営機関が果たす役割が大きい8。また、イランのガス埋蔵量は世界の総埋蔵量の5分の1に近く、原油確認埋蔵量では第4位であり、世界で最も持続可能な炭化水素燃料供給源の1つであると評価されている。また、イランには燃料を提供するための広範な国営パイプライン網があり、併せてエネルギー安全保障を確保するために7万4,000メガワットの発電容量を備える。イランが世界で14番目に大きな電力生産国であるとみなされている点も指摘したい9。また、同国は鉱物資源が極めて豊富であり、その価値は推定で27兆3,000億ドルに達する。鉄、亜鉛及び鋼鉄を含む重要な卑金属の埋蔵量や生産量の豊富さから、イランはMENA地域の有力国であるとされている。

イランでは国家に関連する組織により所有される多数の企業が活動し、経済を支えている。国家と関係していない純粋な民間企業は、経済活動の 20%を占めるに過ぎないと推定されている¹⁰。

抽出業及び製造業に従事するイランの最大手企業は一般にイラン政府が所有する。こうした企業には、以下のものがある。

- イラン国営石油会社
- イラン鉱山鉱業開発機構
- 産業開発・革新庁
- 社会保障投資会社

簡潔にまとめると、イラン市場の強みは次のとおりである。

- エジプトに次いで中東で二番目に多い約8.000万人の人口
- 大きな消費者市場
- 60%が30歳未満であると推定される若年人口
- 370万人の学生がいる教育水準の高い労働力
- 豊富な天然資源

7世界銀行のウェブサイト、各国概要、イラン

⁸世界銀行のウェブサイト、各国概要、イラン

⁹ テヘラン商工会議所、鉱業及び農業、ウェブサイトの報告書

¹⁰ 英国国際通商省、外国英連邦局、英国大蔵省及び輸出管理機構、イランで事業を始めるため に: 貿易・輸出ガイド、2016年7月16日初版発行、2016年11月2日に最終更新

- 強力な工業生産基盤
- 戦略的立地条件
- 整備されたインフラ

国際的な緊張についてであるが、テヘランの商工会議所¹¹が発行した報告書によれば、 国際的な制裁等により、イラン経済は次の3つの課題を抱えているとされている。

- 同国の収入が大幅に減少したこと。
- 国際貿易のコストが大幅に増えたこと。
- イラン経済の原油への構造的依存度が大きいことは、国内投資及び国際投資の両方の 見通しを大幅に暗くしている。

とはいえ、最近の制裁の一部解除を受け、イラン経済はいっそうの好転が見込まれる。

輸出入

イランは世界で 56 番目の輸出国であり、経済複雑性指標 (ECI) によれば、世界で 65 番目に複雑性の高い経済である。イランは、2014 年に 510 億ドルを輸出、538 億ドルを輸入し、その結果、純輸出額が 49 億 8,000 万ドルの貿易黒字になった 1995 年の貿易収支と比べ、27 億 8,000 万ドルの貿易赤字となった。

輸出

2014 年におけるイランの主な輸出品は以下のとおりである。原油(372 億ドル)、エチレンポリマー(27 億ドル)、鉄鉱石(15 億 8,000 万ドル)、非環式アルコール(12 億 3,000 万ドル)及びその他のナッツ(9 億 2,100 万ドル)。イランの輸出先の上位は中国(249 億ドル)、インド(103 億ドル)、日本(55 億 5,000 万ドル)、韓国(41 億 2,000 万ドル)、トルコ(14 億 8,000 万ドル)である。

輸入

イランは 2014 年に世界で 51 番目の輸入国であり、538 億ドルを輸入した。イランの輸入は 2009 年から 2014 年までの 5 年間に 438 億ドルから 538 億ドルへと年率 4.2%で増えている。最近の主な輸入品はイランの総輸入額の 3.71 パーセントを占める小麦であり、2.44 パーセントを占めるコメが続く。イランの上位輸入相手国は中国(241 億ドル)、インド(44 億ドル)、韓国(41 億 7,000 万ドル)、トルコ(38 億 2,000 万ドル)

¹¹ テヘラン商工会議所、工業・鉱業・農業、民間部門経済と経済需要 (http://tccim.ir/images/Docs/TCCIMirBizReport_152.pdf) 2016年7月に発行。

及びドイツ(30 億 7,000 万ドル)である。主な輸入品は次のとおりである。小麦(20 億 ドル)、コメ(13 億 1,000 万ドル)、とうもろこし(11 億 9,000 万ドル)、大豆ミール(10 億 8,000 万ドル)と照明器具(10 億 7,000 万ドル)¹²。

経済成長

GDP のみに着目した場合、イラン経済は 1959 年から 1976 年にかけて 5.5 倍に拡大した。しかしながら、1977 年から政治的な混乱が始まったために指標の低下傾向が現れ、この低下傾向がイラン・イラク戦争の終わる 1988 年まで続いた。しかしながら、イラン経済はその後 1988 年から 2011 年にかけて急速に拡大し、経済規模がこの期間中にほぼ 3 倍になった。イランの中央銀行によれば、主に「イラン経済に対する国際的制裁の強化」、「的を絞った補助金制度の効果の顕在化」及び「不確実性の増大」により 2012 年に同国の GDP が減少した 13 。

イランの GDP は 2014 年に 4,250 億ドルであり、一人当たりの GDP は 1 万 7,300 ドルだった。イラン政府は、2015 年には 14%となったインフレ率を引き下げるための対策を講じている。中央銀行は、最近の一部制裁解除を受け、経済成長率が、石油を含めると 1%、石油を除くと 0.9%であったと宣言した 14 。しかしながら、世界銀行の報告する数字はこれよりも小さく、イラン暦の 1394 年中、すなわち西暦 2015 年 3 月 21 日から 2016 年 3 月 20 日までのイラン経済の年間成長率が 0.5%にとどまったと推定している。

イランに対する制裁の効果

イランは 1980 年以来、米国の経済制裁を受けてきた。しかし、イランに対する制裁は、2006 年以降に一層強化され、同国の経済を麻痺させるといっても過言ではないほどの影響を与えた。中でも、最も影響が大きかったのが 2010 年の国連安全保障理事会決議第 1929 号であった。イランに対する多国間の制裁は、経済、政治、社会及び文化分野に悪影響を残した。テヘラン商工会議所の会頭は、2012 年にインタビューに答え、「制裁はイラン人の生活費を毎年平均して 100 億ドル引き上げた」15と述べた。

¹² イランにおける輸出入活動に関する年次統計を提供するイラン税関のウェブサイトに加え、テヘラン商工会議所は、輸出入活動を示す最も信頼に足る情報源である。

¹³ Daryoush Mohammad Poor、1960 年代以降のイランにおける社会的、経済的、政治及び知的変化、215-21 頁

¹⁴ イラン中央銀行、年次レビュー1393年(2014年-2015年)

¹⁵Al e Es'hagh(テヘラン商工会議所会頭)、「制裁」によるイランと欧米諸国の損失、Donya Egtesad 誌とのインタビュー、2012 年 12 月 19 日

購入や売却に至るあらゆるプロセス、輸入や輸出又は技術的及び工学的サービス、技術移転、製品や船舶への保険を含む取引関係が制裁の影響を受けた。一般論として、制裁はビジネスに以下の影響を及ぼしたとされている。

- 1. イランの自然人及び法人による銀行間のコンセッションの完全かつ適切な利用を 妨げたこと
- 2. 非営利の銀行業務を困難にし、時には不可能にさえしてしまったこと
- 3. イラン中央銀行に加えられた制裁とその外貨の受取への効果がイラン経済や金銭 取引及び銀行取引に大きな悪影響を与えたこと
- 4. 送金手数料が増えたこと
- 5. 海外の銀行によるイラン通貨の取扱いが禁じられたこと
- 6. 石油・ガス産業に加えられた制裁により、イランがその最も重要な収入源を失ったこと。

次の分野にこうした諸々の負の効果が見られる。

物品の直接購入

制裁の結果、製造者又は契約当事者を選択する際の交渉に多くの制限が加えられていた。契約を結ぶ際、運送保険、支払方法、CIF、FOB 又は工場渡し価格をめぐる問題等により、特に仲介企業を通じた供給業者への支払に遅延や問題が生じた。

次の段階は、前払又は最終的な支払、生産管理又は発送の監視である。この段階では、 イラン企業(特に政府系企業又は政府系企業のために活動していると西側に疑われた企 業)が金融と銀行への制裁から最も大きな損失を被った。

グローバルに展開する大企業 (特に石油会社) は、イランに加えられた制裁の影響を 把握しているため、上記のようなリスクを避けるべく、イラン企業の発注を避ける傾向 にあった。2010 年4月に生じたダイムラーによる自動車やトラックの輸出停止、プジョ ー、現代自動車及び起亜自動車による協力の停止、並びにスイスによるガスの購入の参 加停止及び購入の回避もその例である。

このため、トルコやベラルーシの仲介企業が、契約金額の 2.5 倍の手数料を受け取る場合さえある¹⁶。したがって、商業的及び技術的な状況を把握することは不可能であり、さらなる材料費及び時間的費用による負担に悩まされるだけでなく、技術文書の検証、そして商品や機器の品質管理も困難な作業となる。

¹⁶ EU 経済コンサルタント Emadi Mehrdad 氏、France24 インタビュー、2012 年 7 月 16 日

制裁は、調達業務を遅らせ、機器の購入価格を引上げ、品質を引下げ、安全性を引下 げた。例えば、制裁により、一部の航空機部品を実際の価格よりも 30%高い値段で調達 することを余儀なくされた¹⁷。

金融取引及び銀行業務

制裁により、イランの企業、個人、そして政府機関さえ、海外の取引先との金融および銀行に関係する取引が厳格に制限された。金融制裁は、商業面に対する制裁以上に困難な状況を生み出し、(金利により)コストを引上げ、また、制裁措置から醸成される信用の低下により信用や融資を受けるための保証額を引き上げることになった。

日本や韓国など、様々な国の銀行によるイランからの預金の受け入れの停止、イランに金融面で協力した銀行が受けた制裁、イランと通貨の面で協力したことを追及する米国の検察官に支払う和解金、並びに多くの銀行・金融協力の停止は、いずれも制裁の悪影響の証拠である。例えば、ABN アムロ銀行(ドイツ)、ウニクレーディト銀行(イタリア)、JP モルガン・チェース(英国)、バークレイズ銀行(英国)、ロイズ・バンキング・グループ(英国)、クレディ・スイス(スイス)、オーストラリア・アンド・ニューニュージーランド・バンキング・グループ及び ING 銀行(ニュージーランド)は、いずれもかなりの額の罰金を徴収された。

科学技術の移転

制裁は、技術及び技術的知識のイランへの移転を妨げた。イランはまだ多くの分野、特に炭化水素部門でハイテク技術を必要としているため、技術移転の制限はイランに大きな悪影響を与えた。イランの石油に対する制裁並びに近代的な探査や掘削の利用制限、そしてペルシャ湾の埋蔵石油、特に共同埋蔵石油への新技術の利用が妨げられたことにより近隣諸国が大きな恩恵を受けたと考えられている¹⁸。

イラン製品の輸出

制裁は、石油などの未加工資源の販売への依存度を引き下げることを目指したイランの開発政策を妨げ、非石油輸出にも影を落とした。制裁はイラン産の絨毯やピスタチオに対する米国の禁輸措置など、未加工石油の販売に置き換わるはずであったイラン製非石油製品にも悪影響を与えた。

¹⁷ イラン航空 CEO の Parvaresh, Farhad 氏、イラン労働通信社(ILNA)とのインタビュー、2012 年 7 月

¹⁸ Noorani, B 及び E. Nojoomi、ペルシャ湾の共同炭化水素田からの原油抽出パターン、Political and Economic Information Quarterly、2009 年、第 284 号、62 頁。

製薬業界への影響

原料の輸入: 医薬品の96パーセントは国内で生産されるものの、原料の60パーセントを輸入する必要がある¹⁹。例えば、イランは、血液癌やAIDSのために薬を大量に輸入しなければならない²⁰。医薬品は制裁の対象ではないにもかかわらず、金融及び銀行取引への制裁により輸入することができない。

¹⁹ www.beroztarinha.com/readmore.php?options=beroztarinha&&id=MzAxOA==-1391-07-16

 $^{^{20}}$ http://www.shafaf.ir/fa/news/354854 - interview with the minister of Medicine and Health、 2015 年 10 月 23 日。

イランにおける模倣品の概要

制裁が加えられたことにより有力ブランドがイラン市場に存在しなくなったため、ブランド志向の消費者の需要に応える形で模倣活動が活発化した。模倣品や侵害が放置されることとなってしまった主な原因は以下のとおりである。

- 市場における極めて旺盛な需要
- 有名ブランド製品の欠如/不在
- 適切な国境管理の欠如
- 税関における記録システムの欠如
- 密輸活動
- 消費者の購買力
- 同国の地理的な位置

上記の全てが、同国における活発な模倣活動につながり、それがあらゆる種類の製品に影響を及ぼしている。例えば、スペアパーツ、高級品、衣料品、香水、化粧品、電子製品、栄養製品、化学製品等々の模倣品を目にする機会が極めて多い。

このため、多くのブランド所有者は、それぞれの都市において、模倣品業者による侵害に絶えず直面している。

ブランド所有者が、このような広範囲の侵害から保護を受けるためには、権利をあらかじめイランで登録しておく必要がある。このため、有効な登録が存在しない場合、いかなる侵害に対しても対策を講ずることができない。

イランにおいて商標の模倣は極めて広く普及しており、食品産業、衣料品、テクノロジー、化学工業、自動車部品、製薬業界、繊維及びアパレル等、ほとんどの業界に影響を及ぼしている。イランにおける模倣品の拡散に寄与している商標権侵害活動は数種類存在する。

許諾を得ない生産

侵害当事者が正当な権利者の許可なく有名ブランドその他の商標を自分たちの商品に 貼付、固定及び又は印刷し、自分たちのサービスに使用している場合が多い。

このような場合、侵害者の行為は、主に悪意によるものであり、侵害する目的は、商品やサービスを販売するために、当該商標の名声にただ乗りすることにある。

裁判所の記録から抽出した判例としては、コカ・コーラやペプシボトルへの異なる炭酸水の充填、有名なシャンプーのボトルへの他の材料の充填、そして模倣衣類の販売などがある。

また、特許が物の発明に対するものである場合には、特許権者の専用実施権が設定されている製品の生産や製造事例もある。方法の発明である場合には、その方法の直接的成果であるような製品を生産する権利は特許権者が専有する。その場合、法実務において考慮しなければならない3つの重要な要件がある。

- a) 製品の修理又は改造が生産であるとはみなされないこと。特許製品の買い手による修理又は改造が新製品の生産又は製造であるとみなされない場合、そうした修理や改造を防ぐ手だてがないこと。このような場合、裁判所は、認定された専門家に事件を付託し、その鑑定を求める。
- b) 生産に複数の段階がある場合には、侵害行為が成立したとみなすべき時期、それが最終段階なのか、又はそれぞれの段階を侵害であるとみなすべきかが問題になる。裁判所は、最終段階で生産が完了し、その最終段階が完了するまでは生産や製造という用語があてはまらないと考えている。
- c) こうした行為を立証する際は侵害者の意図が極めて重要である。何者かが特許製品を 生産した場合には販売前であってもその者を訴えることができる。それは、生産に関 する要件が充足されており、侵害が発生しているためである。しかしながら、何者か が学術目的及び実験のために特許製品を製造した場合には、権利者の許諾を得ていな くても侵害とされない。

不正使用

また、侵害者が模倣製品を取引してはいないものの、そのブランド名を店の看板やアタッシュケース又は他の印刷物に使い、他のブランド名の製品を販売するという形での侵害行為も多いことを指摘したい。

許諾を得ない保管、販売及び流通

模倣製品や侵害製品の販売を申し出る行為は、直接的な場合もあれば、間接的な場合もある。旧刑法では、この点について明記していた。旧商標特許登録法の第 33 条によれば、権利者は販売する権利を専有するものの、同条では倉庫及び保管について規定していなかった。したがって、同法の下では、模倣製品が倉庫で発見された場合でも、侵害者がその商品の販売を申し出る前であるため、起訴するのが困難である場合もあった。

しかしながら、新しい特許意匠商標登録法(Patents, Industrial Designs and Trademarks Registration Act、以下、PITRA)は、一切の具体例を削除することでこの問題を解決した。同法は、権利者の排他的権利を侵害する一切の行為を極めて一般的な用語で犯罪としている。PITRA 第 15 条は、販売及び使用することを目的とした保管に言及し、そうした行為が権利者の排他的権利の一つであるため、こうした権利の侵害に対して訴訟を提起できると述べている。ただし、その際は在庫の維持や保管に、販売する目的が必要になる。

また、この行為を有罪とするためには悪意を証明する必要がある。例えば、過去の刑事事件では、模倣製品の販売者が、問題の商標の所有者により告訴された。被疑者は、刑事訴訟手続中に、自分が模倣品について認識していなかったこと、また、自分がその物品を卸売業者から購入したことを主張した。裁判所は、模倣商標が原告の登録商標と部分的にしか似ておらず、原告が商標を頻繁に使っていないことを認定した。したがって、事実について知らなかった(善意である)とする被告人の主張が抗弁として受け入れられた。

許諾を得ない輸入

輸入は、特許権者の排他的権利である。特許は登録された国で保護されるため、輸入する排他的権利は、有効な特許の登録が存在する国では保護されるべきである。さもなければ、侵害者は、登録された特許製品を特許が保護されない外国で製造し、それを保護されている国に輸入できることになる。イランの法もこの点を考慮し、侵害品の輸入を妨げる権限を特許権者に与えた。

結論として、イランは模倣品が多く流通している国であるといえる。しかしながら、 同国は、極めて有望な市場でもある。したがって、ブランド所有者は、いかなる侵害行 為に対しても対策を講ずることができるよう、自分たちの権利を正式に登録することで 権利を保全することを検討するべきである。とはいえ、商標事件の場合、一部のブラン ド所有者は、イランにおける標章の不使用による問題に直面する可能性がある。しかし ながら、こうしたブランド所有者が禁輸措置により悪影響を受けていた場合、不使用による取消しの訴えを防ぐために不可抗力を主張することができる。

イランの知財法、規則及び条約の概要

イランの知財法及び規則は、次の2つのカテゴリに分類される。国際法規及び国内法 規である。

国際条約

イランは、1967 年 7 月 14 日にストックホルムで署名され、1970 年に発効し、1979 年に改正された世界知的所有権機関(WIPO)を設立する条約に 1999 年に加盟した。

イランは、マドリッド議定書として知られる標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に 2003 年に加盟した。標章の国際登録に関するマドリッド制度は、1891 年に締結されたマドリッド協定及び 1989 年に締結された協定の議定書により規律されている。この制度は、指定加盟国のそれぞれの法域において効力を有する国際登録を取得することにより、多くの国々で標章を保護することを可能にする。

イランは 2004 年、虚偽の又は誤認を生ずる原産地表示の防止に関するマドリッド協定に加盟した。マドリッド協定によれば、「この協定の締約国又はその中にある場所を原産国又は原産地として直接又は間接に表示している虚偽の又は誤認を生ずる出所表示を有する全ての生産物は、前記の国のいずれにおいても、輸入の際に差押さえなければならないか又はそのような輸入が禁じられなければならないか又は当該輸入に関連してその他の措置及び制裁を適用しなければならない」とされている。しかしながら、イランの議会は、これに関連する国内法をまだ制定していない。侵害者を訴追するかどうかは、当事者の意向にかかっている。

イランは 2006 年、原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定に加盟した。 リスボン協定は、原産地名称、すなわち「ある国、地方又は土地の地理上の名称であっ て、そこから生じる生産物を表示するために用い、当該生産物の品質及び特徴が自然的 要因及び人的要因を含む環境に専ら又は本質的に由来するもの」の保護について規定す る。

商標登録の出願を容易にし、未処理案件の累積を避けるため、イランでは、ニース分類第 10 版に基づく国際分類を採用した。ニース分類の第 10 版は 2012 年 1 月 1 日に発

効した。第 10 版における分類の数及び各分類の分類見出しの数は、第 9 版から変更されていない。しかしながら、様々な商品が 1 つの分類から別の分類へと変更された。

国内法

イランの知財に関する法令は、次の時系列に沿って変化してきた。

1928 年、知的財産に関するイランの最初の法律が制定された。これは、商標保護のみに関連するものだった。

1931年には、包括的な法律、すなわち商標特許登録法とその施行規則が制定された。

議会は 1959 年に、特許、商標、意匠、実用新案(一部の国々において法律により規定する「小特許」の一種)、サービスマーク、商号(工業又は商業活動行う際の呼称)、地理的表示(出所の表示と原産地名称)、そして不正競争防止を含む最も広義の産業財産に適用される工業所有権の保護に関する 1883 年のパリ条約に加盟することをイラン政府に認める法律を制定した。

以上の経過を経て、イランには現在、知財権に関連して適用される2つの国内法が存在する。

2005 年 1 月 26 日 (イラン暦 1383 年 11 月 7 日) に承認された地理的表示保護法と 2006 年に制定されたその規則: 同法は、商品の品質、評判及び特徴がその地理的出所 に本質的に由来することを条件として、商品が同国の領土、地域又は地方を出所とする ものとして表示するようなイランの地理的表示を登録することを可能にした。同法のもとで、サフランやピスタチオ、タブリーズチーズ、カーシャーン絨毯などのイランの特産品の多くが法的に保護され、これは、製品の品質と生産方法を向上させた。

2008 年特許意匠商標登録法 (PITRA) 及びその 2009 年規則: 同法は、1931 年に制定され、技術進歩により極めて時代遅れになっていた旧法を廃止し、イランの商標及び特許の登録制度を刷新した。さらに、イランは、1959 年にパリ条約に加盟し、以後、意匠を登録、保護するために必要なインフラを提供しなければならなくなった。これは大幅に遅れ、PITRA が承認された 2008 年にようやく実現した。同法のもう1つの成果は、裁判所の仕事量を減らしつつ、より専門的審査を行うことを目的として準司法裁判所を

設置したことだった。また、登録制度も、本格的な事前審査のない申告制度から事前審査のある権利付与制度へと変更された。

イランにおける知財保護に関与する官庁

産業財産庁

従前、企業や産業財産を登録する官庁は一つしかなかった。しかしながら、管理計画担当副大統領執務室(Office of the vice President for Management and Planning)は、産業財産庁の設置を認可する布告第194000/624号を2007年2月18日(イラン暦1385年11月29日)に発した。このため、最高司法権長は、次の2つの官庁を設置する規則を制定した。1つは企業や非営利団体を登録するためのものであり、もう1つが産業財産を登録するための官庁である。この規則は、企業登録規則に関する計画を改正するための2007年5月17日(イラン暦1386年2月27日)付規則第1942/86/1号と呼ばれ、10ヵ条の規定からなる。上述の規則の第3条によれば、産業財産庁には次の責務がある。

- a 商標、地理的表示、特許、意匠、様式並びに消費商品のモデル及びサンプルの登録と、 登録を要する産業財産の実施例の登録および変更。
- b- 上述の主題に関連する条約・協定であってイラン・イスラム共和国の政府が受け入れ、 加盟したか又は将来的に加盟するものの執行および運用。

この規則の第4条では、それぞれの官庁の本部に司法的権限を与えることで、これらの組織が関連する紛争の審理に特化するものとみなしている。しかしながら、その後の法律では、この問題に余り注意を払わなかったため、産業財産庁は現在、こうした業務を行うための準司法的権限を備え、提起された紛争を審理する際に委員会と呼ばれる(第170条)。

また、産業財産庁には、国民の意識を高め、知的財産とそこから波及しうるビジネスチャンスについて、広く民間に啓発する責任がある。

産業財産庁は、国営の捺印証書所有権登録機関の下部に存在する。Muhammad Hassan Kyani 氏が現在長官を務め、3つの主要な部局を備える。

- 1- 商標登録局: 同局は、国内商標と地理的表示を登録し、マドプロ出願を受理する。現在は Gholam Reza Bayat 氏が局長を務めている。
- 2- 意匠登録局: 現在は Iraj Bozorgi 氏が局長を務めている。
- 3- 特許局: 現在は Mehrdad Elyasi 氏が局長を務めている。

産業財産庁は、テヘランにあり、その現住所は District 12, Khayyam Street, Dr. Fayyazbakhah Street、国家捺印証書財産登録機関の建物の隣にある。

電子出願

PITRA の規則の第 167 条では、イラン産業財産庁が、国内と国際の両方の出願者のために商標、特許及び意匠登録のあらゆる段階の電子出願を容易にするために必要なインフラを提供すべきであると規定する。このガイドラインに従い、産業財産庁は、特許及び意匠のあらゆる登録出願を受理するためのウェブサイトを 2012 年 6 月に立ち上げた。

ポータルサイトでは、2012 年 11 月から商標のあらゆる登録出願とその後の提出書類を受理し始めた。手書きの出願はもはや受理されず、全ての出願人は、自分たちの商標登録出願をウェブサイト経由で電子的に行う必要がある。

現在、商標、特許及び意匠登録出願は電子的にしか受理されず、出願手続や方式要件は変更されていないものの、電子出願システムにより新しいフォーマットの出願番号が自動的に割り当てられる点に注意する必要がある。添付書類(すなわち委任状、出願人の会社設立文書)の原本を、引き続き商標登録局にハードコピーで提出する必要がある。

このプロジェクトの初期段階において、電子的に処理されていた手続は最初の出願書類の提出、通知及び出願公開など、いくつかの手続にとどまっていた。しかしながら、このシステムはその後改善され、現在では商標登録出願に対する一切の反対又は異議申立が電子的に行われている。出願人は、オンライン出願を行った後、審査官に文書の原本を提示しなければならない点に留意したい。

特許、商標及び意匠出願は、以下の方法で行う。

特許の場合:

http://ip.ssaa.ir/Patent/Steps.aspx

商標の場合:

 $\underline{http:/\!/ip.ssaa.ir/BSigns/Steps.aspx}$

意匠の場合:

http://ip.ssaa.ir/Design/Steps.aspx

司法制度と知財裁判所

イランには次の法源がある。

- イスラム教の原則 (憲法の第4条は、全ての法律がイスラム教の基準を遵守すべきであると定めている)。
- 憲法
- 法令
- 政府による規則、慣習
- 革命原則 (Revolutionary principles)

この点については、イラン・イスラム共和国の政府構造は、広く認識されている「三権分立」原則に従い、3つの独立した部門、すなわち立法権、行政権、司法権で構成されているものの、いずれも最高指導者の直接の監督下で機能している。独立した権力としての司法の主な責務は、あらゆる人々の私的及び社会的権利を保護し、また、社会に正義を確立し、促進することである。憲法の第 156 条では、イランの司法の責務を全体として5つの大項目に分けている。

- 苦情申立、権利侵害、及び訴えに関する調査及び判決、訴訟の解決、紛争の和解 並びに法律により決められた検認事項について必要なあらゆる決定を下し措置を 講ずること
- 国民の権利を回復し、正義と正当な自由を増進すること
- 法律の適正な執行を監督すること
- 犯罪を暴くこと、犯罪者を起訴・処罰及び非難すること、並びにイスラム刑法 の刑罰及び規定を定めること
- 犯罪の発生を防ぎ、犯罪者を更正させるために適切な措置を講ずること

憲法の第 160 条によれば、司法権、行政権、立法権の関係は、最高司法権長により提出された候補者の中から大統領により任命された法務大臣により管理されている。法務大臣は、司法に対していかなる権限も有しない。

裁判制度

裁判所は、その民事又は刑事の管轄分野に応じ、また、犯罪や訴訟の深刻さ、例えば 争っている財産の価値又は関与する処罰行為の度合いに応じて分類される。

裁判制度は現在、一般裁判所と特別裁判所で構成されている。一般裁判所は、特別裁判所の管轄する事件を除く全ての事件を審理する一般的管轄権を有する。裁判の当事者は、第一審裁判所で審理を受ける権利に加え、上位裁判所に上訴する権利を有する。

公開審理が公衆道徳や公共の秩序に反すると裁判所が判断するか又は私人間の争いに おいて当事者双方が審理を公開しないよう要求しない限り、憲法では、あらゆる審理を 国民に公開するよう要求している。

法律によれば、裁判所の判決全般は拘束力を持たず、他の裁判所が将来参考にするために成文化又は文書化されることはない。

一般裁判所

上述のように、一般裁判所は、特別裁判所の管轄する事項でない限り、あらゆる事件を審理する管轄権を有する。一般裁判所は第一審裁判所と控訴裁判所で構成されている。

1. 第一審裁判所

第一審裁判所は、民事裁判所と刑事裁判所に分かれている。さらに、一般裁判所の一 定の部門は、家族事件や知的財産事件などの特殊な事件を審理するよう指定されている。

民事裁判所:

民事裁判所は、Dispute Settlement Council (以下、「調停委員会」)の管轄しない 現地の金銭的及び非金銭的民事紛争を審理する。

調停委員会:

この委員会は、自然人や政府機関ではない法人の当事者間に発生した以下の事件を審理する。

• 未成年、精神障害者、放心者、無能力者及び受益者のいない無遺言死亡者の財産の監督

- 農村部における 2,000 万リヤルまで、そして都市部における 5,000 万リヤルまでの金 銭的紛争
- 住宅用の借家人の立ち退き
- 遺言又は無遺言死亡者の受益者の決定。一般民事裁判所は、委員会の決定に対する上 訴を審理する。

刑事裁判所:

刑事裁判所は、州刑事裁判所、軍事裁判所、宗教者裁判所、革命裁判所及び調停委員会の刑事法廷などの特別刑事裁判所の管轄する犯罪を除く全ての刑事事件を審理する一般的管轄権を有する。

刑事調停委員会:

委員会は、3,000 万リヤルまでの罰金又は 30 ヵ月までの禁固の対象になる軽犯罪(例えば運転違反等)を審理する。ただし、委員会では禁固刑に関する決定を下さない。一般刑事裁判所は、委員会の決定に対する上訴を審理する。

家庭裁判所:

家庭裁判所は、婚姻、その条件、及び一夫多妻、離婚及び婚姻の無効、持参金、慰謝料、後見、父親の確定、及び行為能力に関連する事件を審理する。

州刑事裁判所:

州刑事裁判所は、第一審裁判所として、次の犯罪を審理する。

- 報道犯罪や政治犯罪
- 監督者評議会、議会のメンバー、大臣及び副大臣、副大統領並びに大統領の代理及び 顧問、最高司法権長及び議会議長、大使、検事総長、最高会計監査裁判所所長、州知 事、自治体の首長に対する一切の訴え、
- 准将以上 [少将及び中将、州の諜報局長] の軍人及び警察官に対する一般的(非軍事的)な訴え、
- qisās uzw (非難) の罰に相当する犯罪、及び

• 最高刑すなわちキサースや投石、無期禁固に相当する犯罪。

裁判所はこの最後の犯罪については、法廷を5名の裁判官で開き、それ以外の事件を3人の裁判官で開く。最高裁判所は、控訴裁判所の決定に対する控訴を審理する。

2. 控訴裁判所:

州控訴裁判所は、第一審裁判所の判決に対する控訴を審理し、民事、刑事、家事の各部を有する。

3. 最高裁判所:

この裁判所は、イランの最高司法機関である。最高裁判所は、裁判所による法律の適 正な実施を監督し、司法手続の一貫性を確保し、自らに割り当てられた法的な責任を最 高司法権長が定める基準に基づいて果たすために設置された。

最高裁判所の長官は最高司法権長により指名され、その任期は5年である。憲法の第 161 条によれば、最高裁判所は法律の実施を監督し、裁判所による民事及び刑事手続の 一貫性を確保するために権威ある決定を下す。

最高裁判所の本部はテヘランにあり、刑事部と民事部がある。刑事部は、州刑事裁判所と革命裁判所の判決に対する上告事件並びに憲法の第 110 条の下で大統領に提出された事件の審理を管轄する。

民事部は、当事者が州控訴裁判所に控訴しなかった 2,000 万リヤル以上の事件の判決 に対する上告を審理する。また、州控訴裁判所に控訴しているかどうかにかかわらず、 婚姻、離婚、父親の確定、無能力及び寄進事件の上告事件を審理する。

さらに、最高裁判所は、裁判管轄権や法解釈のあらゆる抵触の解決について管轄権を 有する。最高裁判所の決定は、判例としての価値を有し、権威を持つ。

特別裁判所と専門裁判所

イラン・イスラム共和国の法制度には、一般裁判所に加え、以下を含む特別な事件を 専門とする3種類の専門裁判所がある。

軍事裁判所: 軍事裁判所は、軍人が犯した特殊犯罪に関連する事件を審理する。

宗教者裁判所: 宗教者裁判所は、腐敗している人間が宗教的な施設に入り込むのを防ぎ、 宗教者の尊厳を守り、犯罪的な宗教者を処罰するために宗教者に対する訴訟を審理する。 革命裁判所: 革命裁判所は、革命的な社会的要請に沿ってイスラム革命の勝利後すぐに設置され、次の極めて多様な犯罪の捜査に管轄権を有する。イスラム教施設(muhariba)に対する武力行為、地上への腐敗の拡散、イラン・イスラム共和国の創始者イマーム、ホメイニ師及びイスラム革命の指導者アーヤトッラー・セイイェド・アリー・ハーメネイー師に対する侮辱、イスラム共和国に対する共謀、イスラム教施設に対する武力行為、暗殺及び施設の破壊、諜報活動、密輸及び麻薬取引に関連する犯罪などイスラム共和国の内外の安全保障に関連する犯罪、そしてイスラム革命裁判所の管轄する他の犯罪。

知財裁判所

軍事裁判所、宗教者裁判所、革命裁判所などの特別裁判所は、特別な事件を審理するための限定された管轄権を有する。しかし、家庭裁判所や知財裁判所などの専門裁判所は、専門的な事件を審理するために指定された一般的管轄権を有する一般裁判所の支部である。

2008 年に制定された PITRA の第 59 条では、最高司法権長が、本法の制定後 6 ヵ月 以内に本法及び本規則から生じる紛争を審理する一般裁判所の特別の部を指定しなけれ ばならないと規定する。

しかし、最高司法権長は、この分野の専門裁判所を正式にはついに設置しなかった。 しかしながら、実際には、知財法に関する民事事件は通常、Shahid Beheshti にある司 法複合施設にあるテヘランの一般裁判所の第3部に付託される。また、刑事事件は、 Shahid Ghoddousi にある司法複合施設に付託される。しかしながら、刑事事件につい ては10以上の部があるのに対して、知財事件は、専ら第1043部と第1044部、また時 には第1028部にも付託される。

したがって、知財に関する訴訟は、それがイランのどこに由来するものであるかとは 無関係にテヘランの裁判所で審理される。刑事事件では、犯行がテヘラン市内のいずれ かの場所で行われた場合、裁判所は、訴訟が提起された際に証拠を収集し、捜査するよ う現地の警察に命ずる。テヘラン市外の事件の場合、裁判所は、自らの代わりに捜査し、 証拠を収集するようその管轄区の検察に命ずる。

最近、刑事訴訟法の新たな展開があった。イランの司法は 2016 年4月1日からイラン刑事訴訟法を完全に施行した。同法は3年前に制定され、刑事訴訟手続に重要な変化をもたらし、知財事件にも影響が及んでいる。

2014年2月23日に制定されたイランの「刑事訴訟法」(第22条、第294条、第426条)によれば、刑法の適正手続には3段階ある。

- 1. (法務官の指揮下での)検察による予備捜査・この段階は起訴状を発行することで終了する
- 2. 判決を下し、刑又は無罪を宣告する第一審裁判所
- 3. 控訴裁判所

2013年4月21日に制定された「イスラム刑法」と呼ばれるイランの新刑法(第19条)は、あらゆる刑罰をその重大度に応じて8つのクラスに分類している。さらに、「刑事訴訟法」に新たに追加された規定(第340条)は、クラス7及び8の刑罰の対象となる犯罪が第一審裁判所により直接調査されると規定している。

「イスラム刑法」の第 19 条は、クラス 7 の犯罪に対する刑罰について次の用語で規定している。「91 日以上、6ヵ月以下の禁固、1,000 万リヤルから 2,000 万リヤルまでの罰金、社会的権利の 6ヵ月までの剥奪」。

「特許意匠商標登録法」(2008 年に制定)の第 61 条では、同法で扱う全ての知財関連の事件について以下の刑罰を規定している。1,000 万から 5,000 万リヤルまでの罰金、又は 91 日から 6 ヵ月までの禁固、又はその両方。この新しい分類を考慮に入れると、この刑罰は、上記の「イスラム刑法」のクラス7に該当する。

したがって、こうした新しい展開に伴い、イランにおける全ての知財事件は、第一審裁判所の裁判官が直接調査する。また、第一審裁判所の裁判官は、必要に応じて押収命令や拘留命令を発令する。その後、控訴裁判所に控訴することができる。検察は、もはや知財事件に対する管轄権を持たない。その結果、以前は3段階あった知財犯罪事件における適正手続が、現在では2段階に短縮されている。

刑事訴訟手続に関する同法は、2年前に制定されたものの、施行されたのはごく最近である。立法者の目標は、検察の仕事量を減らし、重罪ではない事件の法執行を加速することだった。

刑事訴追プロセスの長さに影響を及ぼす他の改革は「刑事訴訟法」の第 450 条である。 それによれば、控訴裁判所がある事件で刑を宣告し又は第一審裁判所で宣告された刑を 支持したい場合には、審理の期日を設定し、当事者を裁判所に召喚しなければならない。 旧法ではこれが任意だったものの、現在では必須要件となっている。この新要件は、法 廷審理の精度を高め、被告人の権利保護の効果を高めるものの、刑事訴訟手続の期間を 数ヵ月又は時には1年も伸ばす可能性がある。

税関による知財権の執行

特定の貨物に関する具体的な情報がある場合、その被害当事者は、税関に連絡し、必要な訴訟を提起することで、その貨物の入国を禁止するよう求めることができる。

(1) 適用法

このような事項への適用法は、2008 年に制定された新商標法 (PITRA) と 2011 年 9 月 28 日 (1390 年 7 月 6 日) に制定され、新たに施行された関税法である。

この点については、イランには、関税法及び関連する制裁措置に関連する法律が 2 つある。最初の法律は 1971 年 6 月 20 日(1350 年 3 月 30 日)に制定された関税法であった。同法は、2011 年 9 月 28 日(1390 年 7 月 6 日)に制定され、施行された新関税法により廃止され、1931 年 9 月(1310 年 7 月)に制定された商標特許登録法及び規則は、2008 年に制定された新商標法(PITRA)により廃止された。

1931年の商標特許登録法の規則によれば、商標や特許の権利者は、裁判所の命令を取得し、自らの商標又は特許と抵触する全製品のリストを作成することができる。問題の製品又は商品がまだ通関中の場合、リストの作成は税関職員が行うか、さもなければ裁判所の執行官が行う。リストを作成するには裁判所の命令が必要であり、また、商品や製品を押収するにはその旨の裁判所の命令が必要になる。商標の権利者が商品を押収するための命令を得るには、請求に根拠がないと裁判所が認定した場合でも、被告人の一切の損害についてその賠償を保証できる額の資金を裁判所に提出する必要がある。

旧法によれば、模倣商品及び模倣製品を押収できるのは私人の当事者の申立てに応じた裁判所の命令により許可された場合に限られるため、税関職員がそのような行為を独立して行った事例はなかった。

新しい特許意匠商標登録法 (PITRA) では、この問題 (すなわち税関での執行) に関する独立した節又は条文を設けてはいないものの、PITRA の第 60 条には、侵害が生じ

た場合に権利者が訴訟を提起し、侵害又は急迫する侵害を防ぐための差止命令を申し立てることができるという一般原則が盛り込まれている。この一般原則は、税関への証拠の提出及び税関での模倣商品及び模倣製品の押収にも適用される。

2011年に制定された新関税法の第8章は、税関関連の違反及び密輸を扱い、第113条ではあらゆるケースの密輸を例示し、定義している。同法では、密輸について、輸出又は輸入が禁じられている商品を許容される商品として又は別の名称で申告する行為であるとみなしている(第133条第5項)。第114条によれば、密輸を犯す者に対し、第113条に規定する違反に対する制裁として、また、正規の処罰に加え、商用ライセンスを一時的又は恒久的に剥奪することができる。

(2) 差止命令の対象となる模倣製品

あらゆる種類の模倣製品が差止命令の対象となる。差止命令を規律する規定は、民事訴訟法の第 108 条から第 129 条までに規定されている。原告は訴訟を提起し、模倣製品を押収する差止命令を裁判官に申し立てる必要がある。そこで、執行するために差止命令を税関に転送する。

第113条によれば、「次の場合に税関における密輸であるとみなされる。

第5項:輸出入が禁じられている製品(商品/製品)を、許容されるものとして又は許可を得られるものとして、さもなければ別の名称で提出/申告した場合。

第8項: 関税額を減らすために許容される製品について、別の名称を使い、虚偽の文書を使い許容される別の物として申告すること」。

2011年関税法の第9章は、適用免除と禁止事項を扱っている。同法の第122条において、外国の通貨並びに商品や製品全般などの模倣品を含む一定の商品や製品の輸入が禁じられている。次の商品の輸入は禁じられている。

- イスラム法及びイラン法に従って禁じられている製品(例えばアルコール飲料や賭博 道具)
- 関税税率表又は法に基づいた行政命令により禁じられている商品
- 武器、弾薬及び爆発物(国防省により承認されている場合を除く)
- あらゆる種類の麻薬(保健省により承認されている場合を除く)

- あらゆる種類の送信機又は受信機及び関連部品(情報通信技術省により承認されている場合を除く)
- 航空/宇宙撮影及び撮影機材(国防省により承認されている場合を除く)
- スパイ機能を有する一切の電子機器(情報省により承認され手いる場合を除く)。注記: バイオテロに使うことのできる全ての商品は、情報省の宣言に従って禁じられている。
- 国の宗教及び国家の尊厳に反する雑誌、刊行物、写真、フィルム、スナップその他の 商品
- 国教に反し又は規律、公衆の純正及び国家の尊厳に反するあらゆる種類の文章
- 通用しない古い外国通貨、偽造された紙幣、切手、バンドロール (band roll) 及び 宝くじ。
- 問題の商品又は製品の製造者、原産地若しくは特性又は商品や製品の主な説明をめぐって消費者と買い手の誤認を生ずるために本体やカバーに他者の名称や商標を付した商品。注記: 税関の監督と承認の下に誤認を生ずるような標識を物品から除去、消去した場合、その商品をこの輸入禁止措置の対象から除外する。
- 特別法に従って禁じられている商品。

このため、上記引用した第 11 項及びその各号の規定に従い、なんらかの模倣品目が税関で発見され、模倣者がその品目から商標を除去する場合には、誤認を生ずるような標識が除去されているため、税関職員が模倣品を押収する口実はそれ以上存在しない。言い換えれば、権利者の知的財産権を保護することよりも、公衆の利益を保護することが税関執行の強力な動機となっている。

第 122 条によれば、税関は、模倣品目(別な者のブランドが表示された品目であると定義される)を押収することができる。しかしながら、そうした品目を廃棄するには裁判所の命令が必要である。また、権利者は、知財事項について指定されたテヘランの裁判所の特別部に訴訟を提起し、税関にある模倣品目の押収や廃棄を申し立てることができる。

腐敗しやすい材料の差止命令には特別な手続が存在する。第 127 条によれば、腐敗しやすい製品は、他の手続を要することなく、裁判所の監督の下ですぐに換金され、売却

により得られた資金を裁判所の口座に入金すればよい。品質が不良であるか又は健康を 損なうために模倣品を販売できない場合には、裁判所が判断を下す必要がある。その製 品の品質が消費に適さないと裁判所が判断した場合、その製品を原告の費用で倉庫に保 管する。商品を販売に供することが可能だと裁判所が判断した場合、不正な商標を除去 した後にその商品を売却する。

(3) 税関における知財権の登録制度

イランには現在、税関への登録制度が存在しない。

(4) 差止命令の手続

税関が模倣商品又は侵害品を留置することを認める裁判所の命令を取得する目的で差止命令を申し立てるためには次の手続に従うべきである。

没収前の手続

模倣品目が税関を通じて輸入される旨の情報を有する当事者は、法務局に訴訟を提起することができる。

その事件が知的財産権に関わるものである場合には、刑事事件の管轄権は Beheshti 司法複合施設内、民事事件の管轄権は Quddusi 司法複合施設内の知財裁判所が有する。法務局は、訴えを受理した後、その事件を検察官に付託し、検察官は、証拠と原告の登録証を調べる。

原告は訴えの概要、訴えの利益を訴状に記載するものとし、販売、製造、又は展示場所に言及していないか又はそれを認識できないと裁判所が訴追手続を進められないため、模倣品の場所に言及する必要がある。それぞれの場所ごとに別々の訴訟を提起する必要がある点に注意したい。さらに、裁判所は通常、公認の専門家に付託し、その評価及び報告を依頼する。

したがって、その事件が差止命令を認めるに値すると裁判所が判断した場合、裁判所は、模倣品を押収し、最終的な判決まで安全な場所に保管するための差止命令を発令する。判決後に模倣品を破壊する必要がある。とはいえ、時には裁判所が不正な商標を商品から除去するよう被告人に命じ、商品を解放する場合もある。

差止命令は、2つの方法で発することができる。

1- 捜査し、模倣品目が見つかった場合にこれを押収し、被告人の保釈金(が存在する場合にこれ)を設定し、自らに報告書を返送するよう税関当局に求める書面を作成すること。この場合の税関職員は、刑事訴訟法の第29条に従った特別司法職員であるものとみなされる。ただし、特別司法職員としての資格を認定される前に研修を修了している必要がある。

2- 現地の司法権長に捜査代行依頼を行うこと。その司法権長は、差止命令を発令する検察官を指名し、被告人と模倣品目を捜索し、(見つかった場合には)拘束/押収するよう現地の警察に求める。しかしながら、警察官が税関の施設に出向いても、施設に立入り、貨物を見ることはできない。税関職員は、関税領域に関連する捜査を肩代わりし、現地の検察官に報告する。

現地の検察官は、模倣商品を押収し、被告人の保釈金を設定した後、それについてテ ヘランの検察官に報告する。

法務官は、裁判所に必要書類を提出した後、テヘランの裁判所に差止命令を請求し、 その執行を求めて現地の税関に提示する。

没収後の手続:

模倣品は、原告の費用負担にて保管するか、又は封印して保管するために被告人に引き渡される。

必要書類:

- 認証された委任状;
- 登録証の認証された写し;
- 依頼人の身分証明書;
- 理由と根拠が書かれた訴状;
- 補足証拠

手数料:

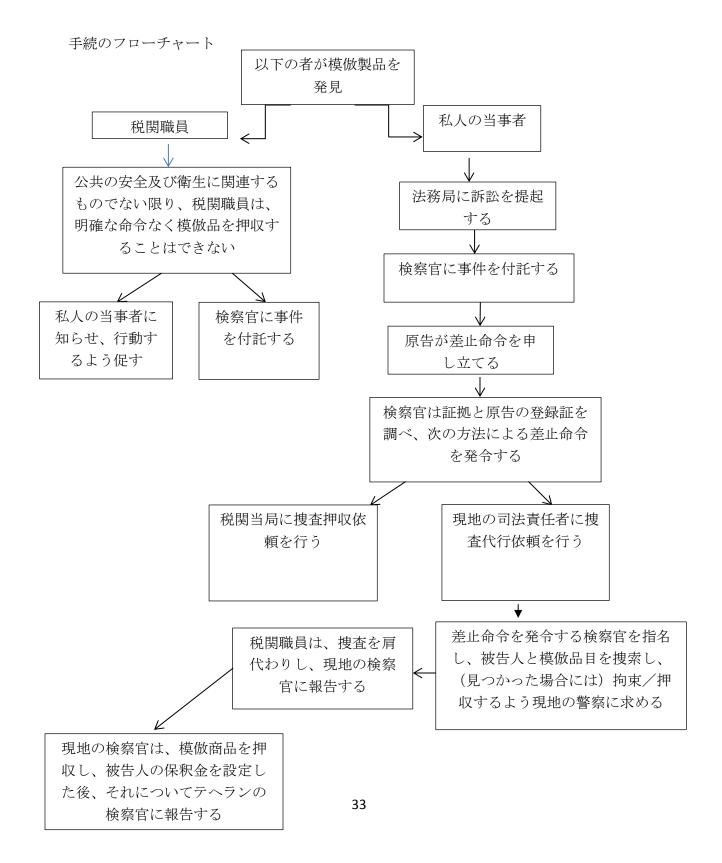
裁判所手数料は、訴訟提起時に納付する必要がある。裁判所手数料は20米ドル(5万リヤル)未満である。事件が公認の専門家に付託されると、原告は、専門家の手数料だけでなく、裁判所が商品を保管するよう命じた場合には保管料を納付しなければならないものの、その事件が国内のものであれば、通常は商品を封印し、被告人に寄託する。とはいえ、通関中の場合には商品を解放し、被告人に管理を委ねることはできない。

保証金:

裁判所の差止命令を得るには、商標の権利者が敗訴した場合に他の当事者が被った可能性のある一切の損害を回復させるに足る適切な保証金を預託する必要がある。具体的に言えば、裁判所は、被告人が被る可能性のある損害を賠償するための保証金を預託するよう原告に求める可能性がある(民事訴訟法第 198 条)。保証金額は予測できず、事件と裁判官次第である。しかしながら、第 110 条によれば、訴訟が公式文書に基づいていれば保証金を提出する必要がない点に注意したい。

この点について、知財の裁判は公式文書であるとみなされる登録証に基づいているため、保証金が要求されことはない。

弁護士費用: これらの費用は、事件により異なる。



(5) 税関による実際の水際対策

ブランド所有者に特定の貨物に関する具体的な情報がある場合、その所有者は、その 貨物の入国を阻止するために必要な訴訟を提起し、税関に連絡することができる。

模倣活動は、公共罪であり、察知した製品が特に医薬品分野における公衆の安全及び衛生への脅威となる場合には私人の当事者が関与することなく公訴を提起することができる。一例であるが、税関職員が、2016年3月15日に乗客の定期検問時に箱入りの模倣医薬品が密輸されているのを発見した。それは、トルコとの国境から入国する車のガストランクに隠されていた。この箱には、576パック(重量67キロ)の医薬品が詰められていた²¹。

(6) 関連判例

1380年6月13日 (西暦 2001年9月4日) 判決第689/80号

テヘラン公衆裁判所第3部

原告: Quds Plastics Company;被告人: 実在の人物(匿名)

訴状の件名: 模倣品及び模倣製品の流通

Beh Ravanペンの製造者による模倣品及び模倣商品の流通について Quds Plastics が提出した訴状について、正式な訴状及び現地捜査の結果に従って事件を要約すると、原告の弁護士は、トルクメニスタンにあるいずれかの目的地に向かう依頼人の登録商標を付したペンのコンテナがバンダル・アッバース税関を経由して、被告人により積み替えられていると主張する。問題のペンは模倣品であり、法的に必要な基準を満たしていない。したがって、我々は犯人を罰するよう要求する。

原告の提出した問題の証拠は原告の商標を付した商品であるものの、中国で生産されており、犯罪がイランの管轄外でなされており、被告人には模倣製品をイラン国内で販売又は提示する意図がなかった点を考慮する。したがって、犯罪がイラン国外で行われ、一以上の被告人がイランの市民ではなく、さらに彼らがイランの市民であることを証明する証拠を原告の弁護士が提出しなかった以上、イスラム刑法の第7条は適用されず、イランの裁判所にはこの事件を審理する管轄権がないため、裁判所は起訴を停止するよう命じた。

²¹ Shafaf Newspaper、密売される麻薬が車のタンク内で発見された事件の記事、2016年1月25日

ここで言うイスラム刑法の第7条は、イラン国民がイラン国外で犯罪を行い、その後イランで発見されるか又はイランに引き渡された場合、その者の犯した行為がイラン法に従った犯罪であり、その者がその場所で起訴されていないか又は無罪になるか又は有罪判決を受けたものの、刑罰が全く又は部分的に実行されていない場合には、イラン法に従ってその者を起訴し、罰すると規定する。したがって、上記の事件の侵害者がイラン人であれば違う結果になっていたはずである。

上記の事件に照らして、あるいは以下の点について考慮する必要がある。

1- 模倣商標を付した輸入品が製造者、出所、又は基準への適合又は主な特徴をめぐって 必ずや混同を引き起こし、消費者の誤認を生ずること。この点については現在、1390年 /2011年に制定された関税法第 122条に規定されている。

「次の商品の輸入は禁じられている。その製品の製造者、製造場所若しくは基準への 適合又は主な特性をめぐって買い手と消費者を欺くために本体やカバーに他者の標識、 名称若しくは標章その他の基準への適合を表示した商品」。それ以外に、イランにおい て単なる輸入は犯罪であるとはみなされないため、それに加えて、イランで販売し又は 流通させる意図で商品を輸入していなければならない。

- 1- イランの場合、模倣商品の単なる積替えでも罰せられると考えられるフランスとは異なり、イランを経由する模倣製品の積替えに関する明確な法規定が存在しない点に注意したい。しかしながら、積替えの責任者がイランの市民であれば、イスラム刑法の第7条に基づき、イラン法に従って起訴され、罰せられることになる。
- 2- PITRA の第 61 条によれば、知財権に対する侵害は、排他的な知財権を侵害するあらゆる行為として定義されている。裁判所が積替えを犯罪とするためにこの広い定義を適用したとも考えられる。しかしながら、上記の事件では、模倣製品をイランに輸入する罪が関心の焦点となり、単なる積替えについては明確な法律が存在しないために言及されていない。
- 3- (フランスとは異なり) 模倣商品の保持(単純保持)を明瞭に犯罪とはしていない。
- 4- イラン法によれば、模倣商品を注文した場合、犯罪を支援し、教唆しているとみなされる可能性がある。

以下の事例は成功した税関事件であり、税関における起訴過程を詳細に説明している。 税関が関わる事件において、テヘランの法務官は2つの方法で訴訟を進める。一部の検 察官は、現地の法務官に捜査代行命令を発令し、その法務官は、税関に警察を派遣する。 検察官が、捜査や押収を求める手紙を書き、税関に直接送る場合もある。税関職員が特別司法職員となり、検察官により要求される現地捜査を実施する。この場合、税関における押収及び訴追の可否が税関による協力の度合いに大きく左右される点に注意したい。以下の事例からそれぞれの段階を検討する。

弁護士により作成された報告書によれば、イランの有名な皮革製品会社と2名の被告 人 A1 及び A2 との訴訟が発生した。

イランにある皮革製品会社は、自社商標を付した模倣皮革製品を含むコンテナがイランとトルコの間にあるバザルガンの税関を通じて輸入されているという情報を受け取った。この問題について、同社はテヘランの法務局に訴状を提出し、捜査を求め、事件を検察官に付託した。さらに、法務局は、バザルガンの国境地域の法務官に司法捜査代行依頼を行い、現場を捜査し、模倣製品を押収し、被告人を尋問し、必要に応じて適切な保釈金を設定するよう依頼した。

原告の弁護士は、テヘランの検察官により発行された書面をバザルガンの国境地域の 検察官に送達するために 20 日の期間を与えられた。したがって、バザルガンの検察官は、 命令を実行し、現地調査を行うよう司法職員(適格を有する警察官)に命じた。

捜査中に、模倣品を含むコンテナの場所を特定し、これを押収し、安全に保管するよう施設長に依頼した。二当事者間の合意により信頼に足る保管人を選び、その注意義務についてその者に通知することが不可欠である点に注意したい。その後、税関職員と司法職員はバザルガンの検察官に報告書を提出し、また、通関書類の被告人の住所がテヘランにあったため、次にテヘランの検察官に報告書を送った。

裁判所は事件を検討し、原告の知財権の侵害について、PITRAの第61条に従い、(400米ドル相当額の)罰金の納付を被告人に命ずる有罪判決を下した。この罰金は国庫に納付するものとし、模倣商標の破壊及び製品からの除去を命じた。欠席判決が下された後、これを新聞に公告するものとした。欠席判決であったため、被告人は、公告から20日以内に裁判所に上訴できる。また、被告人は、さらに20日後に、テヘランの控訴裁判所に控訴でき、判決が新聞に公告された日から40日が経過し、控訴が行われなかった場合には、裁判所の判決が執行される。したがって、原告の弁護士は、第一審裁判所の判決の執行を要求した。法務官が公的機関として刑事判決の執行に責任を負っているため、第一審裁判所はその事件を執行するために法務官に送付するよう命ずる。その事件は、執行に責任を負う法務官補(この職員は執行裁判官とも呼ばれる)に付託され

る。執行裁判官は、罰金を納付するよう求める通知を新聞に公告することで裁判所に出 頭するよう有罪判決を受けた者に命ずる。

模倣商品については、判決を執行し、模倣商標を除去するため、裁判官は、バザルガン法務局に別の司法代行依頼を行った。そこで法務官は、今度はバザルガン税関にいる特別司法職員に同様の命令を下した。法務官の代理人、原告の弁護士、税関職員及び商品の管理を担当した信頼に足る保管人の立会いの下で皮革製品から侵害標章を切除することにより判決を執行しなければならない点に注意したい。商品は裁判所により決定された期間、税関で保管され、その期間経過後に放棄されたものとみなされる。その経過と執行についてテヘランの法務官に報告がなされた。これにより執行裁判官は、判決の一部を執行したことになり、残りの部分、すなわち罰金の納付をめぐって、その事件を将来見直し、執行をフォローする時期を設定する。

警察による知財権の執行

裁判所の命令又は検察の依頼を受け、警察もイランの知財法を執行する。警察が裁判所の命令なく刑事訴訟手続に介入できるのは犯罪が「明白な」場合のみである。刑事訴訟法(2015年に制定)の第45条によれば、次の場合に犯罪が「明白」となる。

- a) 「司法職員の視界内で犯行を行った場合、職員が犯罪の直後に犯罪現場に到着した場合及び職員が犯行の直後に犯罪の証拠を観察した場合
- b) 犯行中又はその直後に被害者又は犯罪を目撃した2以上の人々が、特定の個人を 犯罪者として同定した場合
- c) 犯罪の直後に、被疑者が犯罪の明白な証拠や犯罪に使われた道具又は器具を所持 していることが発見され、又はそれらのものが被疑者に帰属することが立証され た場合
- d) 被疑者が失踪、逃亡しようとしているか又は犯罪直後に逮捕された場合
- e) 犯罪が自宅又は住宅で行われたか実行中であり、犯罪の実行中又はその直後に住 人が職員の立会いを求めた場合
- f) 被疑者が犯罪を通報し、犯罪の直後に自首した場合

g) 被疑者が浮浪者であり、問題の地域における評判が悪い場合

刑事訴訟法は、検察官により署名された逮捕状に基づいて逮捕するよう求めている。 法は、逮捕状に逮捕する理由を記載しなければならないと述べている。しかしながら、 法は、逮捕の根拠規定の記載要件について明示的には規定していない。

また、捜査員は、被疑者が逃走中の場合、期間の定めのある逮捕状を「司法職員」に 交付することができる。しかしながら、被疑者の隠れ場所が自身の家若しくは職場又は 他人のものである場合、「司法職員」は、立入りを許可する司法機関の別の命令を取得 しない限り、その場所に入ることができない。

刑事訴訟法では、「司法職員」について、犯罪を暴き、証拠を保全、収集し、被疑者を特定し、捜査を行うために、適法な措置を講ずることが許されている職員であると定めている。こうした措置は、検察官の監督及び指示の下で実施しなければならない。刑事訴訟法の第28条は次のように規定する。「司法職員とは、検察官の監督及び研修の下、また法律に基づき、犯罪を暴き、犯罪の証拠を保全、収集し、被疑者とその居場所を特定し、被疑者が逃走し、隠れるのを防ぎ、早期の捜査を行い、召喚状を送達し、裁判所の命令を実施する職員をいう」。

「司法職員」は、2つのカテゴリに分かれる。すなわち、「一般司法職員」と「特別司法職員」である。「一般司法職員」は、法律に従い他の機関に送致された犯罪を除く全ての犯罪に介入できる司法職員である。これには、「必要な訓練を受けた指揮官、警察官、及び一般警官」が含まれる。もう1つのカテゴリ、すなわち「特別司法職員」は、特定の法律に従って委託されていることを条件として、刑事訴訟法の第28条に規定されている職務を行うことを許可された者である。これらの者として、例えば、看守や諜報将校が存在する。このカテゴリの職員は通常、知財に関連する司法手続に関与しない。

新刑事訴訟法は、司法権を行使できる法執行機関を制限することを意図している。例えば、「一般司法職員」に関し、新法では、公式雇用記録を有する警察官に「司法職員」としての立場で行為するよう求めている。旧法では、「司法職員」として行為することを警察全体に許していた。徴兵された兵士は、もはや「司法職員」であるとみなされなくなった。こうした法改正は、警察による執行をそれまでよりも職業的に行えるようにするためのものだった。同法の第30条によれば、法務官は、上記のカテゴリの一部の警察官に対する研修を担当し、司法職員になるための適切な研修を施す責任を負っている。

(1) 適用法

イスラム刑法(2013 年に制定)と呼ばれるイラン刑法は、あらゆる刑罰をその重大度 に応じて8つのクラスに分類している。

刑事訴訟法(2014年に制定)は、クラス7及び8の犯罪を裁判所が直接捜査すると規定している。言い換えれば、刑事訴訟法は、こうした犯罪を法務局の管轄下から移した。

「特許意匠商標登録法」(2008 年に制定)の第 61 条に規定する全ての知財関連犯罪の刑罰はクラス7に分類される。したがって、刑事訴追の各段階及び当局の管轄権に対する重要な変更は、本稿で説明する全ての知財に関連する犯罪事件に影響を及ぼす。本項の規定の施行は2016年4月に始まった。

次の法律が含まれる。

- 1- 2008 年特許意匠商標登録法、そして 192 の規定と (それぞれの条文に付随する) 104 の注及び3つの附則で構成される施行規則。
- 2- 第2の関連法は、1392 年/2014 年に制定され、1394 年/2015 年に改正された刑事 訴訟法である。

(2) 差止命令の対象となる模倣製品

差止命令の対象となる模倣品目には登録商標を不法に付した製品や商品が含まれる。商標は問題の品目になんらかの方法で添付されていなければならない。例えば、ある事件では、スーツの値札に登録商標が添付されていたものの、スーツそれ自体については添付されていなかった。この事件の場合、警察はスーツを押収することができなかった。商標が広告用資料や名刺に印刷されていれば、それらのものも押収できる。また、差止命令の対象品目には、意匠侵害品と特許侵害品が含まれている。例えば、ある事件では、ある者がテヘランで机を登録し、別の者がマシュハドで同じ意匠の机を製造していた。これは侵害であり、裁判所は商品を押収するための差止命令を発令した。問題は、製造ラインや工場も同様に閉鎖できるかどうかである。大半の裁判所は工場を閉鎖することを認めず、模倣品目についてのみ差止命令を発令する。しかしながら、一部の検察官は、工場の製造ラインで模倣品目を製造していることが明白な場合には、その閉鎖を命ずる。その選択は裁判所に委ねられているものの、ほとんどの裁判所は当該工場がなんらかの適法な目的にも利用できるとして、工房の閉鎖まで命じることはない。

電子商取引法(1382/2003年に制定)の第66条は、「消費者の権利を保護し、電子商取引の分野における適法な/公正な競争を奨励するために、他の者の商標をドメイン

名として使うこと又は製品やサービスの信憑性について消費者を欺き又は誤認を生ずるような方法で他の者の商標をオンラインで表示することを禁じ、侵害者には本法に定める刑を宣告する」と規定する。

(3) 家宅搜索手続

PITRA の第 47 条及び第 60 条によれば、「本法に定める権利の侵害は、本法に基づく保護を享有する権利者以外の者が、当該権利者の同意なしに、イランにおいて何らかの行為を行うこと」からなる。言い換えれば、所有者又はライセンシー以外の何人も、こうした権利を享受できず、そうした場合には侵害であるとみなされる。刑事訴訟が提起された場合、法務局は検察官に事件を割当て、その検察官は刑事訴訟法の第 89 条及び第 90 条に従って予備捜査を行わなければならない。予備捜査は、検察官その他の司法職員が犯罪行為の痕跡や形跡を保全し、証拠を収集し、被告人を特定し、見つけ、拘束し、逃亡を防ぐために行う一連の行為である。

知財法に関する全ての刑事事件は、テヘランの司法複合施設第 19 地区で審理される。 正式な訴状を受理すると、検察官は、原告により提示された証拠と原告の登録証を調べ る。次に、侵害品を押収し、侵害を除去するための差止命令を直ちに発する。テヘラン において、この差止命令は現地の警察官により執行され、その警察官は司法職員として の資格も備えなければならない。検察官が自らの管轄域外で捜査を行う必要がある場合、 その検察官は、その場所を管轄する検察官に捜査の代行を依頼する。その捜査には、被 告人への質問、証人の聴取、位置や現場の検証、家や店舗の捜索、犯罪の証拠の収集又 は必要だと考えられる他の行為も含まれる。また、代行捜査を依頼する検察官は、文書 の写しを送付し、自らが求めている作業を明示しなければならない。依頼を受けた検察 官は依頼されたとおりに捜査を行い、その結果に署名し、当初の命令を発令した機関に 返送する。捜査の一部が自らの管轄外にある場合、その検察官は依頼した検察官にその 旨を通知する。言い換えれば、依頼を受けた検察官は、依頼した検察官に代わって捜査 の代行を依頼する命令を発令することはできない。現地の検察官は、捜査代行命令に従 い、犯罪が行われた場所を訪れるよう現地の警察官に命ずる。被告人が原告の登録した 商標、商号、特許又は意匠を使っていること検察官が確認すれば、検察官は全ての品目 を集計し、押収する。商標が店の看板に使われている場合、警察は原告の費用で看板を 撤去する必要がある。

押収された模倣品目は安全に保管する目的で信頼に足る保管人に引き渡される。この 信頼に足る保管人は、当事者の合意により選任される。刑事事件において、この品目は 通常、封印され、被告人に寄託されている。受託者は、最終決定がなされるまで犯罪に 使われた品目を保管しなければならない。押収した資産が腐敗若しくは失効又はその保管費用が極めて高額になる場合又は価値が減少し、その資産が事実審理に必要ではなく、しかも所有者と連絡がつかない場合、検察官の請求により、また法務官の承認により、又は裁判所の命令により、その品目を市場価格で売却し、その代金を最終決定まで裁判所の口座に安全に保管することができる。

刑事訴訟に関する要件は、刑事訴訟法の第68条で次のように規定する。

「個人の告訴人又は原告は、自身で又は弁護士を通じて訴えを提起することができる。 訴状には以下の点について述べるべきである。

- 1. 名、姓、父親の名前、年齢、職業、学歴、婚姻(既婚かどうか)、国籍、宗教、ID 番号、及び告訴人の正確な住所並びに電話番号及び電子メールアドレス(可能な場合)
- 2. 訴えの主題、日付、及び犯罪が行われた場所
- 3. 被った経済的損失、及び原告の請求
- 4. 証拠、証人及び犯罪に気づいている者の名前及び住所
- 5. 被告人又は可能であれば容疑者の個人情報や住所

刑事訴訟を提起するための裁判所手数料は5万リヤル(2米ドル)である。この種の 刑事訴訟は公式の登録証に基づいているため、差止命令を申し立てる際に保証金を預託 する必要はない。弁護士費用は弁護士との私人間の合意に基づいて定める。

差止命令の見本を以下に掲載する。

検察官から現地の警察署に発する命令の見本

ベレンジャック (テヘラン北部の地区) 警察署長殿

前略:

処理中の事件(第 --- 号)において、(権利所有者)を代理する弁護士(----氏)が知財権への侵害について(----)店に対する訴状を提出した点を考慮し、ここに原告又はその法定代理人とともに資格を備えた職員を住所-----に派遣するよう貴官に命ずる。また、被疑者が原告の商標(証書第----号。写しを添付した)を使っていた場合には、問題の商標を付した店の看板等や一切の商品を押収、収集し、その経過を注意深く記録し、押収

品を信頼に足る保管人に(自らの法的責任についてその者に知らせて)委託し、可能であれば商品の写真を撮影し、結果を当事者とともにこの裁判にも送付するよう貴官に命ずる。本書面は、発行日から1週間有効とする。

署名者

代行捜査を行うよう依頼する(テヘランからマシュハドへの)裁判所の命令の見本

マシュハド法務局長殿

前略:

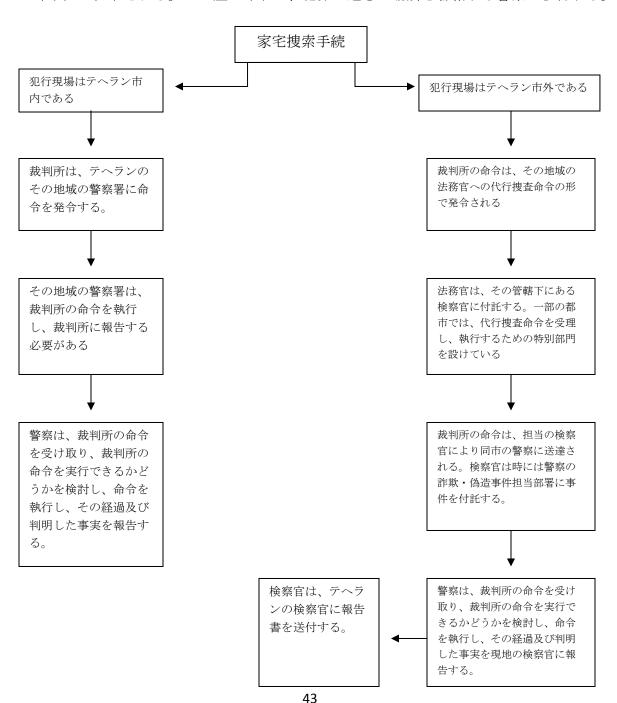
(権利所有者)を代理する弁護士 (----氏)が商標の知財権の侵害について (反対当事者) (マシュハドの住所---) に対する訴状を本裁判所のこの部に提出した。本官は、貴官が親切にも司法代行の依頼を受け入れ、貴官自ら又は別な同僚に事件を付託することで、原告に同行し、上記の住所を訪れ、そこで原告の商標 (証書の写しを添付した)が使われているかどうかに関する報告書を作成し、商標を視認できるような方法で商標を付した商品を (原告の費用で)撮影することを貴官の管轄下にある職員 (適格を有する警官)に命ずるよう貴官に求める。いずれかの商品が原告の訴状のとおりに製造又は (---)の名称で提示されている場合には、商品を直ちに押収し、慎重に数え、最終決定がなされるまで適切な場所に保管する。製造ラインが存在した場合は、そのラインも差押さえし、閉鎖する。さらに、裁判所に出廷するよう被疑者に命じ、その者が拒絶した場合には逮捕し、その者に対して行われた告訴についてその者に適法に伝え、捜査を行い、適切な保釈金 (1億リヤル相当の担保)を定め、最後の抗弁を尋ねた後に全ての書類を本裁判所に送付願いたい。

さらに、保釈手続がとられず、被疑者が逮捕された場合には、その者に護衛をつけ、本裁判所に送致するよう願いたい。この代行捜査を執行するため、一切の法的権限を貴官に付与する。必要書類の写しを添付する。被疑者が問題の商標をなんらかの方法で登録していた場合、証拠を提示するよう求め、いかなる措置も講ずることなく本件を差し戻すよう願いたい。原告は、この陳述書をその日付から 10 日以内に貴官に提示しなければならない。

署名者

知財事件における警察の行動のフローチャート

原告の当初提示した証拠で十分であると裁判所が判断した場合、模倣品の押収命令(差 止命令)が発令される。この差止命令は、犯罪が起きた場所を管轄する警察が執行する。



(4) 警察部門の実際の活動

警察官は、活動する際に2つの方法で行動することができる。警察は、一般司法職員であるとみなされ、したがって、予備捜査の際に検察官を支援する。イランの刑事訴訟法のもとで「予備捜査」という用語は、警察の尋問だけでなく、事実審理前に行われる捜査の全過程を指す。予備捜査は、第90条の下で「検察官又は別な司法当局が、[犯罪行為の] 痕跡や形跡を保全し、証拠を収集し、被疑者を特定し、見つけ、逃亡又は隠れるのを防ぐために行う適法な行為の総体」であると定義される。

ここで、警察は、検察官の下す命令に従って行動し、検察官に報告する。前述のように、全ての警察官が司法職員となるわけではない。新刑事訴訟法(第29条-第30条)は、司法権を行使できる法執行機関を限定している。例えば、「一般司法職員」に関し、新法では、警官が「司法職員」としての資格で行動する条件として一定の階級に達していることを求めている。さらに、特別な研修を受け、資格を認定される必要がある。

被告人は、まず裁判所に召喚される。正当な理由なく出廷しなかった場合、検察官は、逮捕状を発行することができる(第 179 条)。刑事訴訟法は、捜査員により署名された逮捕状に基づいて逮捕するよう求めている(第 181 条)。同法は、逮捕状に被疑者の情報(主に名前及び住所)と逮捕する理由を記載しなければならないと述べている。逮捕する法律の根拠規定を含むことができる(ただし、該当条文の番号は必須である)。また、捜査員は、被疑者が逃走中の場合、期間の定めのある逮捕状を「司法職員」に交付することができる。その場合、「司法職員」は、被疑者を見つけ次第逮捕することができる(第 184 条)。しかしながら、被疑者の隠れ場所が自身の家若しくは職場又は他人のものである場合、「司法職員」は、立入りを許可する司法機関の別の命令を取得しない限り、その場所に入ることができない(第 184 条)。

知財事件において、検察官により(テヘラン市内で)発令された差止命令は、その場所を訪れ、模倣品目を押収し、報告するよう警察に命ずるものである。そこで、検察官は、必要に応じ、裁判所に出廷するよう被告人を召喚し、それを拒絶した場合には逮捕状が発行される。テヘラン市外向けに差止命令が発令された場合、代行捜査命令を受けた現地の検察官は、テヘランに報告する前に事件について調べ、適切な保釈金を設定する必要がある。

逮捕する前に捜査員により逮捕状が発行されることが一般的要件であるものの、「明白な犯罪」の場合には「司法職員」がそうした令状なく個人を逮捕することができる

(第 44 条ないし第 46 条)。このような場合について逮捕が行われ、その捜査を完了させるために被疑者を勾留する必要があると判断した場合、その「司法職員」は容疑及びその理由について被疑者に速やかに書面で伝えなければならない。また、司法職員は、法的承認を求め、これを検察官に伝えなければならない。いかなる場合も、24 時間を超えて、被疑者を「司法職員」の監督下に置くことはできない。

知財事件における警察の行動は4段階ある。

- 1. 裁判所の命令の受理
- 2. この裁判所の命令を実行できるかどうかを調べること

※その場合、警察は、裁判所の命令を安全かつ健全に実行できるかどうかを確認する必要がある。時には支援要員が必要な場合もあり、警察に依頼すべきである。 しかし、時には支援要員が役に立たず、暴動や不必要な結果を生む虞もある。その場合、警察は検察官に報告し、別の命令を待つ必要がある。

ここでは2つの興味深い事例を引用したい。有名スポーツブランドのケースでは押収命令が一度発令された。しかし、市場において模倣活動があまりに広範に行われていたため、警察署が、その状況を見た後で、その命令を執行することを拒み、その旨報告し、理由を説明した。死傷者を出すことなくその巨大な市場を押さえることは不可能であった。2つ目の事例では、調査会社が模倣品目を押収するために、イラン北部にある場所を訪れた。その住所は住宅地であり、調査会社が警察官同伴でドアをノックすると、女性がドアを開けた。彼女は一人であり、おびえていた。その女性は同意したものの、夫が家にいなかったため、警察は家に入ることを控えた。

- 3. 命令の執行
- 4. 経過と判明した事実の報告

2008年に制定された PITRA の第 15条、第 28条、第 40条及び第 47条では、特許、 意匠、商標及び商号の登録から生ずる権利を明示的に保護している。

PITRA の第 61 条によれば、権利者は、こうした権利を侵害するいかなる者に対しても司法当局に訴えることができる。新刑事訴訟法によれば、こうした犯罪は、テヘランの刑事裁判所レベル2の管轄となる。現在の慣行によれば、こうした事件は、Quddusi司法複合施設にしか提訴できない。その過程は次のようになる。

刑事訴訟チャート

控訴する場合には、 Quddusi 司法複合施設に訴 状を提出する。 その事件は知財事件を扱う裁 判所の次の部のいずれかに付 託される。 第1043部、第 1044 部又は第 1028 部。 裁判官がその証拠で十分だ と判断した場合には模倣品 テヘラン外での侵害 テヘランでの侵害 を押収するための差止命令 を発令する。 裁判所は、捜査代行 命令を発令し、現地 の検察官は、公認の 差止命令がテ 裁判所の第 専門家の立会いのも ヘランで執行 1044 部で 警察が押収した後、裁判所 とに警察を通じてこ するためのも は、専門家 は、被告人に抗弁又は意見 れを執行する。 のである場 が押収に立 を求める。 合、裁判所の ち会う必要 はないと考 第1043部は まず、押収命 えている。 令を発令し、 そこで、裁判所は、審理の その後、警察 期日を設定し、これを発表 の報告をもと する。 に侵害が発生 しているかど うかを確認す るよう公認の 控訴は、それから 20 日以内 専門家に依頼 に行わなければならない。 する。 原告は、判決を執行するため 判決が確定すると、裁判所 に執行部門と協調する。 は、それを執行するために 法務局の第19地区に送付

する。

刑事訴訟の手順

	VEITT DOWN IN DECEMBER OF THE PROPERTY OF THE
1	犯罪が発生した旨を主張する訴状を作成する
2	訴状を Quddusi 司法複合施設に提出する
3	その事件は、IP 事件を現在捜査している3つの部のいずれかに付託される。第 1043
	部、第 1044 部、また時には第 1028 部
4	裁判長がその証拠で十分だと判断した場合には模倣品を押収するための差止命令を発令
	する第 1043 部の場合、その次のステップが第 1044 部の場合とは異なる。
5	差止命令がテヘランで執行するためのものである場合、裁判所の第 1043 部はまず、押
	収命令を発令し、その後、警察の報告をもとに侵害が発生しているかどうかを確認する
	よう公認の専門家に依頼する。
5-1	侵害がテヘラン市外で行われた場合、裁判所は、捜査代行命令を発令し、押収命令を代
	行命令に含めるものの、裁判官は、その押収を警察とともに公認の専門家の立会いのも
	とで執行するよう命ずる。
5-2	裁判所の第1044部では、専門家が押収に立ち会う必要はないと考えている。
6-	警察の手続については警察による執行の箇所の別なグラフを参照。
	如何) 支
7	押収した後、裁判所は、被告人に抗弁又は意見を求める。
8	裁判所は、次に審理の期日を設定し、最終的な答弁を求めた後に判決を下す(両当事者
	は出廷しなければならない)。
9	これまで詳細に説明したように、新しい手続では裁判所が一次捜査を行うため、起訴手
	続は存在しない(裁判所の項目以下を参照)。
10	
10	控訴は、それから 20 日以内に行わなければならない。
11	判決が確定すると、裁判所は、それを執行するために法務局の第 19 地区に送付する。
12	原告は、侵害品を破壊(又は侵害部分を除去)するために執行職員と協調する。
	•

(6) 成功の代表例と失敗の代表例並びにそれらから得られた教訓

模倣商品に対するイランの警察の最も重要な作戦は、恐らく、インターポールや一部の他の国々と協力して行われ、成功したパンゲア作戦(パンゲア1 (2008 年)及びパンゲア8 (2015 年))であろう。この作戦は、模倣医薬品やその製造者及び販売業者に対する世界的な法執行の取り組みである。パンゲア8は、2015 年の5月19日から6月16日まで実施された。パンゲア作戦は、違法及び模倣医薬品のオンラインでの販売や流通、生産ライセンスのない薬物の販売並びに違法な広告に対抗するために2008年に開始された。作戦の第一段階では10ヵ国が協調した。その数が今では100ヵ国以上に増えている²²。

イランのサイバー警察の国際・法務部門の責任者であるホセイン・ラメザニ大佐は、 この作戦の第8段階の成功裏の完了を発表した。大佐は、保健省、経済金融省及び最高 司法権長の協力及び支援によりこの作戦が成功裏に完了したと付け加えた。

パンゲア作戦8には、6つの主要目標があった。

- 公衆衛生の防護
- 詐欺サイトから薬物を購入した場合のリスクに関する国民の意識喚起
- 模倣及び不正医薬品や医療製品を押収し、市場から除去すること
- 医療機器の重視
- パンゲア作戦関係者の間で現在知られている中で最も問題の大きい違法オンライン医薬品販売ネットワークをターゲットにすること
- 詐欺サイトの閉鎖と広告の削除

イランのサイバー警察のウェブサイトは、作戦の成果について次のように説明している: http://cyber.police.ir/?siteid=46&fkeyid=&siteid=46&pageid=5013

A. 犯罪者がインターネットで広告、販売していた不衛生な製品又は不法及び模倣医薬品 を製造している一部工房及び保管倉庫の押収。

²² https://www.interpol.int/Crime-areas/Pharmaceutical-crime/Operations/Operation-Pangea を参照。

B. 違法及び模倣医薬品をオンラインで広告、販売している一部の組織犯罪グループの拘束及び解体。

発生した一切の詐欺行為を警察が捜査した結果、グループのリーダーが、その目標を達成するため、ハーブ、減量用製品、健康製品、化粧品及びスポーツ薬を販売するという名目の下、ウェブサイトで又は衛星放送チャンネルを通じた広告により多くの顧客を集めていたとホセイン・ラメザニ大佐は付け加えた。使用期限切れの数トンもの植物油、販売する医薬品を覆い、包装する(模倣医薬品を製造する)ために使う複数の医薬品の説明書及び画像を印刷した数千のシート、錠剤、カプセル剤、散剤、軟膏及び違法な油、生薬及びスポーツサプリを含む合計5万3,000点、500京リヤル相当の医薬品の押収。尋問中に、被疑者は、押収した違法薬物を自分たちが保険省及び食品医薬品局のライセンスなく生産、梱包、売却したことをはっきりと認めた23。

以上から、公的機関は、公衆の安全及び衛生を害する模倣商品に最も憂慮していると結論付けることができる。そのために警察と司法当局が作戦を主導した。しかし、知財権の侵害は、このような作戦における主要な関心事ではない。私人の当事者が模倣品に対する有効な保護を生み出すには、行動を起こさなければならない。体系的かつ定期的な監視サービスや市場監視制度を整備することが最も望ましい。

²³ http://cyber.police.ir/?siteid=46&fkeyid=&siteid=46&pageid=5013 を参照。

司法的救済(民事訴訟)

侵害が生じた際に、原告が刑事訴訟を提起した場合、有責性(精神的要素)が立証された場合にのみ有罪判決がなされる。精神的な要素が存在しなければ、被疑者が無罪とされる可能性がある。しかし、それでは商標、特許又は意匠の不正使用の問題を解決できない。その場合、民事訴訟であれば有責性を証明する必要がないため、使用をやめさせるために民事訴訟を利用する方法もある。損害賠償については、民事訴訟における損害賠償に関する特別法は存在しない。したがって、我々は、イランの民法、民事責任法並びに一般的な法原則を根拠とする必要があり、手続は民事訴訟法に基づいて進める。

民事裁判所では、以下を目的とする訴訟を提起することができる。

- 産業財産庁の発行した登録証の取消し。この証書としては、商標、意匠及び特許の登録証が存在する。
- 他の者の登録済の知的財産の乱用又は不正使用に対する損害の主張と賠償の請求。イランにおいて、このような請求は具体的な損害を示すことで証明する必要がある。イラン法では懲罰的損害賠償の概念が認められていない。
- 他人が自らのものではない登録済みの知財権を許諾なく使うのを防ぐこと。
- .ir ドメイン名が登録商標であるか又は他の者に属する商標である場合にこれを取り 消すこと。

知財権の侵害を原因とする損害の賠償を請求する知財訴訟への関心が最近高まっている。 損害賠償請求は、知財侵害の際に知財権者が利用する予防措置であると考えられ、また、侵害による損害を回復するのに役立つ。

(1) 適用法

イランの民法は、個人の生活のさまざまな状況における個人間のあらゆる市民的及び 社会的関係を規律する一連の規定である。基本的な文言は 1928 年 (1307 年) に定められ、それをもとに民法を3つの部分 (「巻」と呼ぶ) に分けている。

• 財産に関する第1巻

- 個人の親族的身分に関する第2巻
- 証拠の原則に関する第3巻

民法の前段は、法律の布告、そして法律の非遡及的性質、意志の自由及び独立、ペルシャに居住する外国人の地位などに関する一般原則を扱う導入部分である。

民法それ自体は、何度も改正されており、例えば民事責任法、不動産・賃貸法及び家族法を民法本体に含めていたとすれば、元の長さの2倍以上となる。同法は1335か条からなる。民事責任法は16ヵ条あり、1960年に制定された。

民事訴訟法は1379年/2000年に制定され、法的手続や裁判所の管轄権を規律する。

(2) 裁判手続、管轄及び訴訟費用

民事裁判所は、損害賠償請求事件と知財権に関連する事件を管轄し、現在の慣例では、 テヘランにある一般裁判所の第3部(現在の裁判官はアーマディ氏である)が担当裁判 所であり、ここに損害賠償事件を含むほとんどの知的財産権侵害事件が付託される。こ の請求は、請願書の正規の書式に合った書面で行わなければならない。事件は、司法複 合施設の長官により前述の第3部に付託される。

新刑事訴訟法(2013年に制定、2015年に改正)の第14条によれば、刑事訴訟の原告は、物質的損失と精神的損害の両方の一切の損害及び損失並びに達成していた可能性が極めて高いにもかかわらず、犯罪の結果として失われた利益について賠償を請求することができる。精神的な損失とは、精神的な苦労や評判、名誉、又は社会的地位への損害であると定義される。法的根拠は存在するものの、法実務では、精神的損害という概念を実際にはまだ適用していない。

訴訟費用には弁護士費用と裁判所手数料が含まれる。前者は、原告と弁護士との交渉により定めるべきである。裁判所(国庫)に納付する裁判所手数料は請求する損害額の一定割合とする。原告は、金銭的損害の 3.5 パーセントを裁判所手数料として納付しなければならない。この手数料は、印紙を購入することで納付し、その印紙を請願書用紙に貼付しなければならない。訴訟の初期段階では正確な金額がわからず、原告が必要以上の額を納付する危険を冒したくない場合もある。その場合、原告は、専門家や裁判所の評価により正確な額が決定されるまで納付を延期することを裁判所に申し立てることができる。その場合、原告は、初期査定に従って、最低額である 2,000 万リヤルと1,000 トーマーンを納付する。その理由は、民事裁判所が 2,000 万リヤル以下の請求に

ついてその管轄権を持たないためである。2,000 万リヤル未満の少額事件は調停委員会が管轄権を有する。

(3) 証拠の収集

この種の訴訟における証拠は、被告が原告の登録商標、意匠及び特許を違法に使用していることを証明できる程度に明白なものでなければならない。

これを立証するのに最適な証拠は、被告が同じ原告の提起した先行する事件において 知財侵害で有罪判決を受けており、模倣品が押収されている場合である。しかしながら、 刑事訴訟が先行していることは必須要件ではない。刑事訴訟では故意が必要とされるも のの、民事訴訟では、故意又は過失のいずれかによる責任を立証することが要求される。

このような場合、刑事裁判所は、損害賠償額を評価する間に3つの重要な要素を考慮しなければならない。

- 1. 行為と行為の正当性
- 2. 損害および因果関係
- 3. 損害の金銭評価(どの程度の損害をもたらしたか)

したがって、先行して刑事訴訟が行われている場合には最初の要素を満たすため、民事裁判所は、刑事判決を、侵害者の行為が違法であった事実として受け入れなければならない。しかしながら、原告は、上記の第2及び第3の要素を証明しなければならないため、先行する刑事訴訟及び有罪判決は、必ずしも損害賠償訴訟の成功を保証するものではない。

損害とは、利益の逸失を意味する。裁判所の考えでは、得べかりし利益には3種類ある。達成することがそもそも不可能な利益、達成できる可能性がある(潜在的な)利益、そして、達成する可能性が極めて高い利益。イランでは、獲得できた可能性の高い利益の逸失についてのみ民事損害賠償訴訟を提起できる点に注意したい。

さらに、民法の第 1258 条では、他に受理される種類の証拠として次のものを掲げている。

- 自白
- 文書

- 口頭証言(証拠)
- 表れや状況証拠

誓約

さらに、裁判官の観察が加わる。裁判官は、現地捜査、又は専門家との協議により知識を得る場合がある。

音声記録、写真、ファックスなどの証拠は、表れと呼ばれる第四の区分に分類される。 第 1321 条では、状況証拠や表れについて次のように注記している。「状況証拠とは、 法律に基づき、又は裁判官の観点から、事物の証拠であるみなされる条件や状況をい う」。

(4) 過失訴訟

先に引用したように、損害が故意に引き起こされる場合も過失により引き起こされる場合もある。民事責任法(1960 年)第1条では次のように規定する。「個人の生命又は健康又は財産又は自由又は名声又は商業上の評判や法律によりその個人に設定されている他の権利を故意又は過失により害し、その結果として他の者に物質的又は精神的損失を与えた者は、自らの行為から生じた損害を賠償する責任を負う」。続いて第2条では、「人の行為が、物的又は精神的な損害を引き起こした場合、裁判所は、その事件及び証拠を検討した後、判決により、その損害を賠償するようその者に命ずる。損失を与えた者の行為が前述の損害のいずれかを引き起こした場合、裁判所は、自らの与えたその種の損害を賠償するようその者に命ずる」。第8条は、知財事件にも適用される場合がある。「事実に反する認証又は公表の結果として他の者の名声、信用及び地位に損失を与えた者は、それを賠償する責任を負う。上記公表又は誠実に反する他の手段により自らの顧客の減少及び又は喪失に見舞われた者は、当該行為を中止するよう要求し、責任が立証されれば、損害を与えた者に対して与えられた損害を賠償するよう求めることができる」。

損害額の算定と責任の立証評価については、これに関する科学的又は技術的な鑑定が必要な場合又は次のような特殊な専門家が必要とされる場合に裁判所が専門家に依頼できる点に注意したい。医師、薬剤師、技術者、監査人その他の専門家。裁判官は、必要な質問を専門家に書面又は口頭で行わなくてはならず、これを裁判記録に記録するべきである。

鑑定を求める命令の見本を下記に掲載した。

本日 --年--月--日、テヘランの刑事裁判所レベル2の第 1043 部の臨時法廷において、裁判所は、裁判長の権限の下で開廷している。

専門家の鑑定を求める裁判所の命令

主題が技術的であり、専門的な知識が要求される点を考慮すると、裁判所は、事件を専門家に付託するために本命令を発令する。この目的のため、裁判所は、公認の専門家の中から、この者 ---- をこの事件の専門家として抽選で選び、鑑定料は ---- と推定される。専門家は、裁判所に来て、事件簿を読み込み、両当事者により提出された証拠を調べ、被告が原告の商標/意匠/特許の正確な又は類似のコピーを使ったかどうかについて明確に鑑定しなければならない。さらに、その使用は、原告の権利の侵害であるとみなすことができるか。

(事件の内容に応じて他の質問を追加してもよい: 例えば、その使用が混同を引き起こすかどうか、又はその使用が一般消費者の誤認を生ずるおそれがあるかどうか)。

この命令を当事者に発表し、その専門家個人を忌避する理由(例えば、問題の専門家が両方又は一方の当事者の叔父である又はいずれか当事者がその専門家と個人的に法律上の紛争を抱えているなどの場合)があればそれについて裁判所に知らせるよう求める。そこで、事務局は、鑑定料を支払うためにその者----に伝え、次に命令について専門家に通知し、専門家は求められた鑑定を 20 日以内に行わなくてはならない。

裁判長の署名、名前及び肩書き

- (5) 代表的な成功例と失敗例及びそれから導かれる教訓:
- a. 次の判決は、意匠権侵害訴訟における賠償と損害に関するものである。

一般裁判所第3部(テヘラン、Shahid Beheshti 司法複合施設)

事件番号 9109980226300956、1395 年 3 月 25 日 (2016 年 6 月 14 日)

A1、A2 及び A3 を代理する弁護士、また第一審裁判所第 122 部と控訴裁判所第 12 部によりそれぞれなされた裁判所の 2011 年 5 月 23 日付け判決第 165 号及び 2012 年 7 月 1 日付け判決第 448 号、並びに 2009 年 10 月 23 日付けの意匠登録証第 394 号及び 2010 年 1 月 21 日付けの第 936 号及び専門家鑑定を参照することにより、 (上記の原告は)コピーし、類似の複製物を作成することによる知財権の侵害を理由とし、A4 を代理人とする (被告)事務用品会社名……に対して損害を主張し、賠償並びに訴訟費用を請求する訴訟を提起した。

裁判所は、事件の内容、原告が登録し、PITRA の第 28 条に従った排他的使用権が原告に属する金属脚のイス、及び肘掛けのないプラスチック製で金属脚の(座席用)スタンドの意匠に関係する上記の意匠登録証を含む提示された証拠、また(先になされた)裁判所の上記判決によれば、問題の意匠が独創的かつ新規であると考えられ、被告が原告の知的財産権を侵害していることが立証されており、したがって、侵害品の使用を中止し、その製造を恒久的に中止するよう命じられている点を考慮に入れた。今、原告は、侵害を原因とする損害の正確な評価を要求しており、裁判所はその要求に応じ、損害を正確に測定するよう3名の公認の専門家による委員会に命じ、委員会の3名中2名の専門家がようやく214億8,349万4,145リヤル(およそ70万米ドル)という額を算定し、3人目の専門家は辞退したため、裁判所は、ビジネスの問題に通暁した別の専門家を委員会に加えた(他の2名は会計の専門家であった)。そこで、3名は新たに78億310万8,305リヤル(およそ25万米ドル)という新しい金額を算定した。原告の弁護士はこの評価額に異議を申し立てたものの、鑑定額を無効にするような有効な異議を提起しておらず、事件の事情を考慮に入れれば鑑定額は妥当と思われる。

したがって、知財権を侵害した場合に賠償すると PITRA の第 60 条で規定していること、その場合の侵害が、所有者の権利を侵害し、その許諾のないイランにおける一切の使用及び活動を意味すること、本件において、被告が原告の意匠をコピーし、複製物を作り、市場で販売することで所有者の権利を実際に侵害した点を考慮すれば、所有者は、PITRA の第 28 条に従い、損害賠償を請求する権利を有する。したがって、損害賠償を請求する訴えは有効であり、これに正当な理由があると考えられ、裁判所は、民事責任法第1条及び第2条並びに民事訴訟法第198条及び第519条に従い、被告の主張を退け、原請求について正確に78億310万8,305リヤル、鑑定料及び裁判所手数料として1億7,800万リヤル(およそ5,700米ドル)、そして裁判所の料率表に従った弁護士費用を原告に支払うよう被告に命ずる。さらに、原告及びその弁護士は、この判決額に応じて訴えに適切な額の印紙を追加することで裁判所手数料の納付額を是正する義務を負う。

判決は、当事者の立会いのもとになされ、当事者に送達された時から 20 日以内にテヘランの控訴裁判所に上訴することができる。

テヘラン公衆裁判所第3部裁判長アフマディー判事により署名; 2016年6月14日。

要するに、被告は、数年前に侵害で有罪判決を受けており、いかなる種類の使用をも停止することにより侵害をやめるよう命じられていた。ところが、被告は裁判所の命令に反して意匠を使用し続けた。このため、原告は以下を請求する訴訟を民事裁判所に提起した。

- 損害賠償の請求
- 侵害製品の生産停止。

先に詳述したように、裁判所は、次の点について検討しなければならなかった。

- 1. 侵害が存在するか
- 2. 侵害により損害が生じているか
- 3. 原告に支払われるべき正確な額

この状況では、原告が同じ被告に対して以前の訴訟で既に勝訴しているため、最初の要素は満たされていた。裁判官は、損害が生じていると認定した。そして最後に、正確な額を見つけるために事件を専門家に付託した。正確な額を見つけるために専門家が使った方法の一つとして、侵害者が侵害を通じてどの程度の利益を得たかを調べた。イランには懲刑罰的損害賠償の概念が存在せず、損害額は常に実際の損害額又はかなりの可能性で得ることができたはずの利益の逸失額の評価額である(潜在的な利益は考慮されない)。

b. 以下の事件は、取消訴訟、不正競争及び侵害訴訟における民事救済の重要かつ代表的な事例である。

原告が2名の侵害者とプラスチック会社に対する訴訟を(2013年1月9日に)提起した。請求は、二つの意匠の取消し及び原告の意匠権に基づく使用及び生産の恒久的停止であった。裁判所の判決は以下のとおり。

A 及び C の代理人弁護士が意匠登録証第---号及び第---号の取消しを求め、また、原告 に帰属する登録証第---号及び第---号に従って登録された原告の知財権を侵害する製品へ の意匠の使用、侵害製品の製造、流通及び販売を停止し、侵害的なフレーム及び残りの 模倣製品を破壊し、被告の引き起こした損害を賠償するよう被告に強制するために 1·D、 2·E、3·F、プラスチック会社に対して提起した訴訟について、証拠によれば、原告は 2009年10月31日(1388年8月9日)付けの第356号及び2009年11月9日(1388 年8月18日)付けの第468号の2件の意匠を登録しており、それによれば、原告が、 鍵のついた蓋付きで、それぞれの側に一つずつ、二つの把手のついた蓋と網のデザイン、 カゴの表面の長方形のデザイン、そして一定の要件のもと、さまざまな大きさと色の4 脚のシートスタンドを備えたカゴの意匠及び製造及び販売に係る権利の排他的な権利者 であるにもかかわらず、被告は、この先行する登録証の権利者の排他的権利を侵害し、 権利者の同意なく、また、パリ条約の第10条の2に規定する不正競争の禁止に反して依 頼人の意匠と計画をコピーし、2つの意匠を登録した(登録番号と日付が記載されてい る)。しかも、被告は当裁判所に提出した正式な訴状の主張に基づいた判決を請求して おり、被告は、その主張において、2つの意匠間に相違が存在し、したがって、それが 取消しの対象になる完全な模倣ではないことを強調している。

裁判所は、技術的検討を求めるために事件を専門家に付託し、専門家は、いずれの場 合についても被告が原告の意匠を模倣し、コピーしたと宣言した(詳細については前 述)。この鑑定結果が被告に伝えられたものの、被告が認容し得る異議を提起しなかっ たため、裁判所は鑑定が適切であり、事件の状況に合致していると認定した。したがっ て、2008 年に制定された PITRA の第 5 条、第 15 条、第 23 条及び第 28 条によれば、 意匠に対する独占権は権利者に帰属し、権利者は、先に登録された意匠を自らの許諾な く製造、販売又はそれから利益を得た者に対する訴訟又は合理的に判断して将来の違反 の初期段階を準備する者に対する訴訟を裁判所に提起できる点を考慮し、また、上記の 法律(PITRA)の第 20 条によれば、外観の変更を伴わない技術的成果のみの達成に法 律に基づく保護が及ばず、この事件では、諮問した専門家の鑑定結果によれば、原告の 製品と比較した場合に製品の外観及び組成の点で根本的な違いはない点を考慮し、した がって、法に基づく保護を与えることができない。したがって、原告の証書が有効であ る限り、裁判所は、原告の判断が有効かつ正当であり、PITRA の第 20 条、第 21 条、第 23条、第28条、第29条及び第60条並びに民事訴訟法の第198条及び第519条に基づ き、判決により被告が所有する意匠(登録番号と日付を記載)の取消しを命じ、さらに 裁判所は、被告によるこの製品の製造、生産、流通並びに広告及び販売の禁止及び停止 並びに工程で使われるフレームの破壊を命ずる。また、公式の料率に応じた訴訟費用と

弁護士費用を原告に支払うよう被告に命ずる。被告は、送達を受けてから 20 日以内にこの判決をテヘランの控訴裁判所に控訴することができる。

テヘラン公衆裁判所第3部、アフマディー判事(2013年9月22日)。

(控訴裁判所により支持された)この判決は、意匠間の類似性と差異を評価するための重要な基準を示しているため、極めて重要である。すなわち、後者の登録が意匠の技術的改良にととまり、外観が変化していない場合、これに法に基づく保護を与えることはできない。判決は、「線、色彩又は立体的形状(線又は色彩との関係の有無を問わない。)から構成されたものは、工業意匠とみなされる。ただし、かかる構成されたもの又は形状が、工業又は手工業の製品に特別の外観を与えるものであることを条件とする。工業意匠に関しては、本法に基づく保護は、外観の変更を伴わない技術的成果のみを達成するものには適用されない」と規定する PITRA の第 20 条を参照している。

この事件から得られる第2の教訓は、取消し訴訟を伴うかどうかにかかわらず、侵害を止めるために民事訴訟を利用できるということである。精神的要素を欠いているために刑事訴訟が却下される場合でも民事訴訟を利用できる。これには極めて微妙な点がある。意匠は、2つの条件を備えなければならない。すなわち新規性と独創性である。PITRA の第 21 条は次のように規定する。「工業意匠は、新規で独創的である場合には、登録可能である」。問題は、この二つを兼ね備えなければならないのか、それとも片方で十分であるのかである。PITRA の第 15 条 c 項4号は次のように規定する。「特許に基づく権利には、次のものは含まれない。(中略) 出願の前、又は、優先権が主張される場合の優先日の前にイラン国内で、発明を使用していたか、又は、発明の使用の有効かつ真摯な準備を行っていた善意の者による使用」。この第 15 条は、特許についてであるものの、裁判所は、この規定を意匠の判決にも準用している。したがって、刑事訴訟において意匠が世界のいずれかの市場で開示され、使用可能であった場合、刑事裁判所は訴追手続を進めず、その事件を却下する。

意匠が新規ではないものの、独創的であったとすればどうであろうか。刑事裁判所では保護されないものの、民事訴訟であればチャンスが残されている可能性がある。

一般裁判所第3部の裁判長であり、イランの大半の知財事件を審理するアーマディ判事は、第21条の独創性と新規性との間にある単語「or (又は)」が、そのいずれかを満たせば、登録の権利者に法に基づく保護を与えるのに十分であることを意味すると考えている。したがって、問題の意匠が新規ではない場合、権利者が、刑事裁判所を通じた

支援を得られない場合でも、上述の判決からわかるように、民事訴訟によりあらゆる形態の侵害をやめさせられる望みはある。

侵害をやめさせるために民事訴訟を提起することが不可欠であったもう一つの事件、 すなわち Nando's の関与するものを参照したい。これは、商標が公式には存在しない国 における商標侵害について学べる極めて重要な事件である。Nando's は、国際的なレス トラン・チェーンであり、また、有名なソースを生産し、主要なスーパーマーケットで 販売している。Nando's は、イランには正式な支店がないものの、テヘランの一部のス ーパーマーケットにおいてその有名なソースを入手可能である。数年前、何者かがテヘ ランにレストランをオープンし、商標 Nando's を不正に使用した。商標の権利者は(南 アフリカから)侵害者に対する訴訟をテヘランの刑事裁判所に提起した。裁判中、検察 官は、押収命令を直ちに発令せず、商標がイランで使われているかどうか調査しようと した。検察官は、侵害が犯罪であるとみなされるには消費者に誤認を生ずるものである 必要があると考えていた。また、商標がイランで使われていない場合、混同を引き起こ し、消費者の誤認を生ずるおそれは存在しないとも考えていた。原告の弁護士は、 Nando's のソースを市場で購入でき、それが使用を構成することを示す証拠を提出した。 しかし、ソースには法定の品質表示ラベルがなく、被告は、それらが密輸品であり、使 用の要件として、それが権利者による適法な使用を必要とすると述べた。検察官は、最 後にその事件を取り下げた。民事裁判所であれば、登録証により与えられた権利を執行 し、刑事訴追に必要な精神的な要素が問われないため、商標権者は、侵害をやめさせる ために民事訴訟を提起することにした。民事訴訟の被告が Nando's に対する反訴を提起 し、不使用による取消しを請求したため、この事件が複雑になった。この事件は以上で 論じた点に焦点を当てるため、以下で詳細に取り上げる。

イラン司法部門

判決書

テヘラン Shahid Beheshti 司法複合施設、公衆裁判所第3部

判決書番号: 9309970226300492

事件番号: 9309980226300198 及び 9209980226300941

部アーカイブ番号: 920959 及び 930213 判決日: 2014 年 9 月 30 日

事件番号: 9309980226300198 及び 9209980226300941、テヘラン公衆裁判所第3部

Shahid Beheshti 司法複合施設、判決書番号: 9309970226300492

原告:

- 1. Nando's International Holdings Limited
- 2. Ahmad Javid Tash 氏及び Pegah Arefi

Moghaddam 氏の代理人 Amir Hossein Falahi 氏

被告:

- 1- 商標登録局。
- 2. Ahmad Javid Tash 氏及び Pegah Arefi

Moghaddam 氏の代理人氏 Amir Hossein Falahi 氏

- 3. Nando's International Holdings Limited
- 4. 商標登録局

請願:

- 1. 非金銭的請求、商標登録出願の取消し
- 2. 反訴

訴訟手続:原告は、上記被告に対する訴訟を提起し、それがこの部に付託され、登録され、通常/臨時法廷における法的手続が完了し、事件の内容を検討した後、裁判所は 審理の終了を発表し、次のように命じた。

裁判所の判決

Nando's International Holdings

Limited により 1- Amir Hossein Falahi 氏 2- 商標登録局に対する

2012年5月29日付けの商標登録出願番号191030622の取消しを求め、依頼人の商標の使用を停止するよう第一の被告に強制する訴訟、そして商標法の第41条に規定する不使用に基づき Nando's に属する商標の取消しを求める Ahmad Javid Tash 氏及び Pegah Arefi Moghaddam 氏を法定代理人とする最初の被告による原告及び第二の被告に対する

反訴について、裁判所は両当事者の弁護士により提出された事件の内容や説明を考慮し、 次のように判示する

第1に、商標出願番号 191030622 の取消しについて、裁判所は、出願が 2014 年6月 15日に開かれた裁判所の法廷で破棄されたため、請求を却下する。

第2に、被告が商号を使うのをやめさせるための請求の追加については、新しい請求 が現下の事件に関係なく、新規請求であるとみなされるため、追加を却下する。

第3に、原告の商標の使用停止を求める本訴及び取消しを求める反訴について、取消 訴訟では反訴の対象となっている Nando's という文字及び分類 29、30、32、及び 40 の 鳥の画像の 2003 年 6 月 10 日付けの証書番号 104629 及び 104630 の 2 つの商標が原告 により登録されており、2022 年 11 月2日まで有効であり、所有者には商標登録法の第 31 条に従った独占的使用権があり、他の者は所有者の許諾なくその標章を使用できない 点を考慮し、また、原告の製品が市場において入手可能であることを、原告が提起した 刑事訴追における専門家鑑定と原告の弁護士により提供された担保付きの証拠証明書全 てが示しており、さらに、原告の弁護士が、原告の商標を付したソースの瓶3本を法廷 に提出しており、したがって、問題の商標を付した製品がイランの市場で入手可能であ ることは間違いなく、また、反訴の原告が、登録の記録、そして第三者により輸入され ているにしても、問題の商標を付した製品の市場における存在を知っていながら引き続 き商標を使用し続け、執拗に登録を企て、その意図のもとに原告の商標を登録するため に出願番号 191030622 で商標を出願し、これに本来の権利者が異議を申立て、出願人に は応答する期間として20日与えられていたにもかかわらず、期限内にそうせず、そのこ とが異議申立の受け入れを意味することは間違いない点を考慮する。これは、パリ条約 では第10条に規定する不正競争事件として禁じられており、他方で、消費者の権利を保 護する上で、反訴における原告による商標登録には法的正当性がなく、許されない。こ の場合、商標の取消し及び自らの登録を認めるよう求める反訴の原告の請求は、既存の 所有者を侵害し、法律に基づき保護される消費者の権利の侵害である。反訴の原告によ る行為は法律に基づき保護されないため、その主張が立証されておらず、裁判所は、民 事訴訟法の第197条に基づき、その請求を却下し、商標登録法の第31条、第40条及び 第60条に基づき、本訴の被告が原告の商標を使うことを禁ずる。判決は、当事者の立会 いのもとになされ、正式な送達から 20 日以内にテヘランの控訴裁判所に上訴することが できる。

テヘラン公衆裁判所第3部裁判長

アフマディー判事により署名

結論として、裁判所は、被告の行為が違法であることを確認するため、被告が有罪判決を受けた侵害の重犯者であるという事実を考慮に入れた。また、裁判所は、損害賠償額を定める際に専門家鑑定を根拠にした。

c. また、先行する登録に基づいた取消訴訟について論ずることも重要である。

他の国における先行登録に基づきイランにおける後の登録を取り消すことが可能であるかどうかをこの部分で論ずる。

イランの知的財産権法には、2つの主要な国内及び国際的な法源がある。PITRAと略される特許意匠商標登録法(2008年)及び規則、そしてイランが1959年に同盟国となった工業所有権の保護に関するパリ条約(1883年)とが、イランにおける商標の登録及び保護のための法的枠組みとなり、全ての民事及び刑事訴訟における具体的な手続を定めている。イランにおいて判例は法源として考慮されず、法の解釈及び実践を形成するのに役立つにとどまる。

PITRA には上記の問題に関する条文が存在せず、関連する法規定は、イラン民法(第9条)が法律としての効力を有すると規定するパリ条約の第2条、第4条、第6条の5、及び第10条の2のみである。裁判所にはこうした条文の解釈をめぐってコンセンサスがなく、その違いが矛盾する判決につながっている。

多数説によれば、商標保護は属地主義の考え方に立っている。この原則は、何者かが商標を米国で登録し、別の者がイランで同じ商標を登録した場合、米国の権利者がイランで登録された商標を取り消すことができないことを意味する。これには重要な例外があり、パリ条約の同盟国は、他の同盟国の出願人が原出願から6箇月以内に意匠及び商標の登録を自国に出願した場合、原出願に自国の出願人に与えているものと同じ保護を与えなければならない。したがって、単に登録出願を行うだけで、出願日から当該他の国における優先権を生じさせる。第 170 条委員会は、出願をめぐる紛争をこの優先権に基づいて裁定しており、多くの事件を処理した。この委員会は、あらゆる異議申立事件を審理する準司法機関であり、その決定は公衆裁判所に上訴することができる。6 ヵ月の優先期間が失効し、商標が著名ではない場合は、商標登録局及び第 170 条委員会が登録出願を行った最初の出願人に登録を付与する。

自らの商標の1つがイランの官報に公告されていることに中国企業が気づいたため、 異議申立を行った。イランの出願人が異議申立を受け入れなかったため、その事件が紛 争解決のために第 170 条委員会に付託された。パリ条約により認められた6ヵ月の優先 期間は失効していたため、委員会は中国企業の異議申立を退けた。委員会は、6ヵ月の 優先期間を厳格に強調し、その後、最初の出願人の優先権が考慮された。この決定は、 第一審裁判所、次に控訴裁判所に上訴できる。

大半の場合、司法裁判所は、そのような登録証を取り消す際に、主に2つの主張を参照している。1つは不正競争を根拠とするものであり、もう1つは商号の保護を根拠とするものである。

不正競争は禁じられているため、パリ条約の同盟国は、不正競争に対する有効な保護 (第 10 条の 2) を他の同盟国の国民に与える義務を負っている。何者かが既に他の同盟 国で登録された商標と正確に同一又は類似の標章を故意に登録した場合、その者は不誠 実であり、不正競争に基づきその登録を取り消すことができる。イランの裁判所は、この問題について理論的には完全に一致しているものの、法実務では「故意に」の基準が かなり深刻な齟齬を生んでいる。一部の裁判所では、侵害者が商標をイランで出願する 前に使っている場合にのみ、故意を立証できると考えている。

ケース・スタディ

電子機器の製造に特化しているトルコ企業のイランにおける代理人が、トルコ企業の商標をイランにおいて自分の名義で登録した。トルコの権利者は、そのイランにおける元代理人に対する取消訴訟を提起した。裁判所は悪意を速やかに認識し、イランにおいて商標が十分に確立されており、被告が真正な権利者の身元について十分に認識していたという事実に基づきイランの証書の取消しを命じた。この判決は、控訴裁判所でも支持された。

他の裁判官は、インターネットや衛星テレビなどの公的及び私的なチャンネルを通じて情報が広範囲に拡散しているため、イランにおける使用を求める必要はないと考えている。

ケース・スタディ

イランの製薬会社が、医薬品及び栄養補助食品の大手米国卸売企業/会員制の大型デ ィスカウントショップの周知のストアブランドをイランで登録した。米国の権利者は、 それまで自らの商標をイランで登録しておらず、またイランに制裁が加えられたために イラン市場で活動していなかった。イランにおける登録が完了してから2年後、先行す る商標の権利者が、イランにおけるこの後の登録の取消しを求めて訴訟を提起した。米 国の権利者は、問題の商標がパリ条約の他の同盟国で登録されており、イランにおける 登録が悪意で行われたと主張した。また、イラン企業がイランへの医薬品の輸入を活発 に行っており、したがって、その他の国におけるこの分野の重要な商標に精通している と述べた。このため、当該商標をイランで登録しとうとするこの企ては、他の者が積み 上げた評判と名声を利用するための悪意によるものであり、パリ条約の第6条及び第10 条により禁止されている不正競争に該当すると主張した。イランの第一審裁判所は、二 つの理由に基づき原告に不利な判決を下した。第1に、商標を海外で登録するための6 カ月の優先期間が失効していたためである(パリ条約第4条 C 項を参照)。第2に、原 告がイラン市場で活動している場合にのみ悪意を考慮に入れることができると裁判所が 考えたためである。そのような活動が存在しない場合には不正競争が問題になる余地が ない。

米国企業が控訴し、控訴裁判所がこの判決を覆した。原告は、特に後の登録が同一商品すなわち医薬品や栄養補助食品に関するものである場合、既に他の国々で登録され、確立されている商標の登録は、消費者の権利に反していると法廷で述べた。原告は、悪意について、自らによる先行する登録と確立された営業上の評判があれば、サイバースペースを介した情報の広範囲の拡散により、イラン市場での活動実績は重要ではないと述べた。裁判所は原告の主張を受け入れ、先行する登録について被告が知っていたため、後の登録が悪意によるものであるとみなし、その取消しを判示した。

5・商号。商標所有者の商号とその商標とが同じである場合、PITRA の第 47 条に従い、6ヵ月の期間の失効も優先権には影響しない。また、パリ条約の第8条に従い、同盟国は、商号を保護する義務を負い、その保護は、領域による制限を受けない。さらに、他の人々の商号を商標として使うことは禁じられている。

ケース・スタディ

イランの製薬会社が、医薬品や栄養補助食品分野において既に海外で確立されている 重要な米国商標を海外におけると同じ商品について登録した。米国の権利者は、まだイ ランで商標を登録しておらず、イランの市場で活動していなかった。米国の権利者は、その標章に対する権利を主張し、この後のイラン登録の取消しを求めて訴訟を提起した。この主張は、この標章の、パリ条約の同盟諸国における商標兼商号としての先行する登録に基づいていた。このため、イラン企業による登録が悪意に基づくものであり、パリ条約の第6条、第8条及び第10条並びにPITRAの第47条に従い不正競争として禁じられていると述べた。

第一審裁判所は原告に不利な判決を下し、パリ条約では6ヵ月の優先期間を定めており、期限が失効した場合、優先権が法律により認められないと論じた。裁判所はさらに、原告がイランにおいていかなる活動も行ってはおらず、商標の不使用を立証できるため、この登録にいかなる悪意を見つけることもできないと述べた。

控訴裁判所はこの判決を覆し、3つの論拠に基づいて後のイラン登録を取り消した。第1に、その標章が原告により商号として使われており、他人の商号を商標として登録することは禁じられていること。第2に、原告は、この標章をパリ条約の複数の同盟国において商標として登録しており、この先行する登録が、権利者の排他的使用権を生み出していること。第3に、商品や分類の類似性が混同を惹起し、商品の出所をめぐって消費者に誤認を生ずること。結論として、裁判所は、原告が標章を商号として先行して使っていた点を考慮に入れ、被告による後の登録に悪意があったと認め、原告の請求に応じて PITRA の第32条及び第47条に基づきその証書の取消しを命じた。裁判所はさらに、(これは原告の当初の請求でもあったが)原告のために商標を登録するよう商標登録局に命じた。

結論

裁判所は、後の登録が悪意で行われたことを立証する立証責任を原告に負わせている。例えば、侵害者がかつて商標権者の代理人であった場合には悪意、すなわち不誠実な登録を容易に立証することができる。危険な又は誤認を生ずる製品に対する消費者保護等の法的原則の有効性は通常、法形態を有するかどうかに依存していないため、こうした原則を上訴することも可能である。

パリ条約は、最も古い条約の1つであり、サイバースペースという概念がまだ知られていない時代に制定された。サイバースペースは属地主義への重要な変更であり、これは(インターネットを介した情報の広範囲の拡散により)悪意を立証する際の根拠が特定の領域での使用に限定されないことを意味する。上記で検討した事件が示しているよ

うに、商標がイランで使われている場合、裁判所は、悪意を容易に立証できるものの、 使用の証拠がない場合については裁判所間で見解にずれが生じている。

模倣品については、以下において、他の者に属する知財権の侵害というテーマで論ずる。PITRA の第 60 条では、知財権の侵害について以下のように定義している。「本法 [PITRA] に定める権利の侵害は、本法に基づく保護を享有する権利者以外の者が、当 該権利者の同意なしに、イランにおいて何らかの行為を行うことからなる。本法に基づき保護されている権利者に加えて、実施権者(ライセンシー)が、具体的な救済措置を求めて裁判所に訴訟を提起するよう権利者に要請したが、当該権利者はこれを拒否するか行わなかったことが立証された場合、裁判所は、侵害又は差し迫った侵害を防ぐための差止命令を与えることに加えて、損害賠償の請求を認め、また、正義を実現するためのその他の救済手段を認めることができる」。

この条では、侵害を、他の者の知財権を侵害するなんらかの行為として極めて一般的な用語で定義している。同法の第 15 条、第 28 条、第 40 条及び第 47 条で定義されているこの知財権は、特許、商標又は意匠及び商号に由来する場合がある。訴追を提起できる者は権利者であるものの、権利者が侵害者に対する措置を講じないか又はそうすることを拒否した事実を証明できる場合には、実施権者(ライセンシー)でも、そのような訴追を提起することができる。

ここでは、まず商標に関連してこの問題を論じ、次に特許や意匠について論じる必要がある。次のセクションでは、法実務に基づき、侵害をより明確に定義することができる。

1. 他の者に属する商標をコピーする行為。このコピーする行為は、元の商標と全体が類似するものでも、部分的に類似するものもよい。後者は模倣品と呼ばれる。法実務では、模倣と類似のコピーを作成することとを区別するための明確なルールが存在しない。しかし、模倣品は混同を引き起こし、一般消費者に誤認を生ずるものでなければならない。

ケース・スタディ

2002年4月17日 (1381年1月28日) 付法律事件 (事件番号778/80) では、シャンプー会社が自社の登録商標の正確なコピーであるような商標を登録したと述べ、生協が、シャンプー会社に属する登録証を取り消すようテヘランの一般裁判所の第3部に訴訟を提起した。登録により権利者に商標の独占的使用権が付与される点を考慮すると、シャ

ンプー会社によるこの標章の後の登録は、異なる商品についてであっても、当社の権利の侵害であるため、この証書の取消しを請求すると、生協は主張した。判事は、被告が既に原告により登録されているものと全く同じ商標を出願し、登録している以上、これが商品の出所をめぐって一般消費者に誤認を生ずるだろうと判示した。したがって、原告の請求が認容され、被告の登録が裁判所により取り消された。

2- 模倣する第2の方法は、何者かの商標の特性に追加又はそれから切除又はこれを部分的に変化させることによる模倣である。

イラン法では、(時には複製又はコピー行為と呼ばれる)高度な模倣と低度の模倣とを区別していない。いずれの場合も模倣品である。しかしながら、不正な模倣品には2つの要素が必要になる。他の者の商標の一部が多かれ少なかれ模倣されていること、及び、この模倣が混同を惹起し、一般消費者に誤認を生ずること。上記の2つの要素以外にも、その犯罪が意図的なものであり、故意の要素を含む必要がある。2つの商標間で3つの側面が類似している必要がある。音声学的側面(消費者が音で聞いた場合の標章。称呼)、視覚的側面(消費者が目で見た場合の標章すなわち転写又は記載された標章。外観)及び精神的側面(標章の認識のされ方。観念)。イランの裁判所は常に視覚的及び音声学的類似性を強調し、第3の類似性を認めなかった。例えば、テヘランの民事裁判所1の第4部の判決(1992年3月31日(1371年1月11日)付けの事件番号666/71)を参照することができる²⁴。

ケース・スタディ

Moderna は Gunsan Electric が所有する第9類の電子製品のトルコにおける商標である。一部のイラン企業が、分類7、9、11、35、39 について商標 MODENA の登録を出願した。Moderna の権利者は、商標登録局に異議申立を行った。事件は、紛争解決のため第 170 条委員会に付託された。委員会は、2つの標章が異なっていると判示し、このため、MODENA のイラン出願人に登録を付与した。Moderna の権利者が第一審裁判所に上訴したところ、2つの商標の文字と発音が極めて類似しているために委員会の決定が覆された。2つの標章は1文字しか違わず、これは普通の消費者に誤認を生ずる。控訴裁判所判決は、9類については侵害を認めたものの、分類に従って保護され、トルコの権利者が9類についてしか登録していないため、前審の判決を覆した。この場合の

²⁴ A. Shams 1382、知的財産法: Commercial and Industrial, Tehran: SAMT, p. 228.

ポイントは、この事件の控訴裁判所が、1文字しか違わない場合、混同を引き起こし、 一般消費者に誤認を生ずることを認めた点である。

以下に判決要旨の訳を掲載する。

請願: 請求内容: 1- 出願番号---の取消し 2- 第 170 条委員会の決定番号---の逆転。 3-登録出願番号---の登録命令

訴訟手続: 原告は、上記被告に対する上記訴訟を提起し、それがこの部に付託され、通常/臨時法廷における法的手続が完了し、事件の内容を検討した後、裁判所は審理の終了を発表し、次の判決を下した: [裁判所の判決]

上記の主張及び請求について、MODENA と MODERNA とが極めて類似しており、R 1 文字の違いしかないという事実を考慮すると、混同の虞が存在し、一般消費者に誤認を生ずる可能性がある。したがって、裁判所は、委員会の決定が有効かつ正当であるとは考えない。裁判所は、原告の請求が正当であり、商標登録法の第 59 条及び民事訴訟法の第 198 条に基づいていると認めるため、委員会の決定の破棄/逆転を命ずる。また、裁判所は、上に掲げた 3 名の被告による商標登録出願の取消しを命じ、また、原告が行った出願の登録手続を処理するよう第四の被告(商標登録局)に命ずる。

判決は、当事者の立会いのもとになされ、当事者に送達された時から 20 日以内に控訴することができる。

公衆裁判所第3部裁判長アフマディー判事

事件番号: 9309980226300277 - 2014年12月6日付

類似性の問題は、文字商標の場合だけでなく、ロゴの場合にもあてはまる。上で検討した事件では、2つの商標が1文字しか違わなかったため、その類似性が認められた。したがって、先の標章の所有者の知財権を侵害していることを理由に後の出願が取り消された。しかしながら、商品や分類に基づいて保護が付与されるため、控訴裁判所は、(類似性が認識されているにもかかわらず)先行する登録が存在する9類以外の分類について後の出願人の登録を認めた。この例外は、著名商標にもあてはまる。

控訴裁判所は、最近の事件において、たとえマクドナルドが問題のいくつかの商品や 分類について登録していなかったとしても、イラン企業がマクドナルドの有名な M のロ ゴに似た標章を登録してはならないと判示した。イラン企業 (A 社) が分類 29、30、32、 35 及び 39 の種子と麦芽濃縮物、ピューレ及びフルーツペースト、トマトペースト並び にノンアルコールビールの生産、梱包及び販売について M の文字のロゴを登録していた。 このロゴは、マクドナルドが登録していた M のロゴと極めて類似していたため、マクド ナルドが、A 社の新たに発行された商標登録を取り消すよう申し立てた。

マクドナルドの商標出願には A 社が出願した上記の分類の商品の一部、例えば、フルーツペーストやトマトペーストが含まれていなかった。しかしながら、マクドナルドは、自社がそのロゴを登録するために A 社の前に出願していたこと、また、M のロゴが著名商標である点について主張した。また、マクドナルドは、被告の商標が、字体、外観及び発音でマクドナルドのロゴに似ており、一般消費者に誤認を生ずると述べた。

一般裁判所は、緑の葉、黒と灰色の M のロゴ1つ、そして青色の M のロゴ1つを含む A 社のロゴが、一般消費者に混同を生ずるほどはマクドナルドのロゴに似ていないと判示した。したがって、裁判所は被告の登録を取消すよう求める原告の請求を却下した。マクドナルドはその決定を控訴した。控訴裁判所は、下級裁判所の判決を覆し、それが以下の理由で正しくなかったと判示した。

- ・A社のロゴは、マクドナルドのものと紛れもなく類似であった。
- ・両方のロゴが同じ分類について登録されているか、多くの分類で重なっていたため、A 社のロゴを付した商品は、商品の出所について一般消費者に誤認と混同を生ずる。
- ・原告の商標登録出願は、被告の出願前に行われており、マクドナルドに優先権を 与えるものである。
- ・イランの特許意匠商標登録法の第32条及びパリ条約の第6条の2の第1項によれば、類似の商品について著名商標を模倣することは禁じられている。

イランには、著名商標に関する明確な判例がないため、一般裁判所がマクドナルドのロゴを著名商標として認識しなかったにもかかわらず、控訴裁判所が認識したことは興味深い。マクドナルドがイランで活動していないにもかかわらず、著名商標として認識された点で、この事件はさらに興味深い。著名商標の場合、法律に基づく保護が極めて強化され、重なっていない分類や商品についての類似標章にさえ及ぶ。

他の行政組織の執行

(1) 情報科学高等評議会は、次のソフトウェア等の技術登録証を発行する政府機関である。コンピュータプログラム並びにそれらのプログラムに関連するマニュアル、説明書及びドキュメント、さらに、コンピュータ関連ソフトウェア生産者保護法及びその規則により保護される機能を備えたコンピュータ・システムに関する情報。同法は 2000 年12 月 24 日に受け入れられ、コンピュータプログラムの著作権保護機能を拡張するものである。

コンピュータプログラムやソフトウェアを登録するためには、出願をイラン情報科学 高等評議会に行わなければならず、同評議会は、出願を審査しなければならない。評議 会が出願を認容した場合、技術登録が行われ、文化省により登録証が2週間以内に発行 される。

評議会は、評議会のウェブサイトで登録出願を発表し、異議申立を2週間以内に行うことができる。IP 権の侵害を主張する異議申立が行われなかった場合、登録手続が続行される。

大幅な変更を加えたソフトウェアの新版を登録する場合には、その製品を新しいソフトウェアとして扱わなければならず、登録手続を最初からやり直す。

証書は公式文書であるため、取消しの対象となる点に注意したい。この点で、登録手続が完了した後、誰でも裁判所に訴訟を提起し、評議会に司法判決を提示し、取消しを求めることができる。

(2) IPM「基礎科学研究所」 (IRNIC) は、トップレベルドメインの国別コード (ccTLD) .ir の直下にあるか、IRNIC が提供するセカンドレベルドメイン .*.ir の下に あるかにかかわらず、.ir ドメインの下にある、あらゆるインターネットドメイン登録を 担当する組織である。

出願人がドメイン名を申請するためには IPM (nik.ir) のウェブサイトを通じて出願しなければならない。その場合、インターネットドメイン名を登録したい個人又は団体に関する情報を収集する目的で IRNIC が出願用紙を公開している点に注意したい。この点について、また、ir ドメイン名の登録により、多くの侵害者が、この新しいサービスを悪用し、西洋の国々において既に.com ドメイン名で登録されている世界的に有名な名

称や商標を含んだドメイン名を登録した。例えば、McDonalds.ir はマクドナルドの知的 財産権に対する明確な侵害であるため、こうしたドメイン名を登録することは商標権の 侵害であるとみなされる。この点をめぐって紛争が生じた場合、あらゆる紛争を裁判所 に付託し、裁判所は、係争中のドメイン名の取り消しを命ずるかどうかを決定するべき である。

侵害的なドメイン名に対する取消訴訟は、ドメイン名の登録者と登録機関 (IRNIC) の両方に対して行うべきである点に注意したい。

その意味において、以下の事件では、ドメイン名の取消しを求めてイランの裁判所に 取消訴訟を提起しているため、裁判所は、以下のように、係争中のドメイン名の取消し を命じた。

イラン司法省

判決書

テヘランShahid Beheshti司法複合施設、公衆裁判所第3部

判決書番号: 900997022301072 事件番号: 900998226300452

部アーカイブ番号: 900454 発行日: 2012年2月27日

事件番号: 900998226300452、テヘランShahid Beheshti司法複合施設、公衆裁判所第

3部

判決書番号: 900997022301072

原告: 代理人によるInternational Franchise Holding (Labuan) Ltd

被告: 1- ... 氏

2- Irnik - IRドメイン登録センター

請願:ドメイン名pizzacompany.irの取消を求め、

前記ドメインを原告の名で登録することを被告に義務付けるよう求める請求。

訴訟手続: 原告は、上記被告に対する訴訟を提起し、それがこの部に付託され、登録され、通常/臨時法廷における法的手続が完了し、事件の内容を検討した後、裁判所は審理の終了を発表し、次のように命じた。

裁判所の判決

International Franchise Holding (Labuan) Ltd.を代理する弁護士により提出された、 ... 氏及びIrnic - IRドメイン登録センターに対し、ドメイン名pizzacompany.irの無効を 求め、前記ドメインを原告の名前で登録することを被告に義務付けるよう求める請求に ついて、裁判所は、願書に記載された原告の弁護士の説明と提示された書類を考慮に入 れ、したがって、2004年10月19日にイランにおいて原告の名のもとで登録されたピザ会 社の標章登録第116239号及び2011年7月26日に登録された同標章のペルシャ登録第 180895号、そしてイラン・イスラム共和国の特許意匠商標登録法の第31条に従った排他 的使用権の立証を考慮すると、最初の被告による標章のドメイン名としての後の登録は 原告の先行する権利を侵害しており、また、他の者の商標をドメイン名として使うこと 又は商品やサービスの出所について混同を引き起こし又は消費者に誤認を生ずるような 方法でこれをオンラインで表示することを禁ずる電子商取引法の第66条に反しており、 したがって、法的通知にもかかわらず最初の被告が裁判所に出廷せず、原告の主張に対 する抗弁を一切行っておらず、第二の被告の抗弁が原告の主張を克服する上で有効では ない点を考慮すると、原告の訴えは立証されており、イラン・イスラム共和国の特許意 匠商標登録法の第31条、第32条及び第41条並びに電子商取引法の第66条に基づき、裁判 所は、当該ドメイン名の取消を命じ、また、これを現在の規則に従い、原告の名前で登 録するよう第二の被告に命ずる。この判決は、最初の被告については欠席判決であり、 通知日から20日以内にこの部に不服を申し立てることができ、第二の被告についてはそ の立ち会いのもとに行ったため、通知日から20日以内にテヘラン控訴裁判所に控訴する ことができる。

署名者: テヘラン公衆裁判所第3部、アフマディー判事

(3) 文化イスラム指導省と著作権法

Ershad として知られている文化イスラム指導省は、テヘランの政府が承認しない一切のメディアへのアクセスの制限に責任を負うイラン・イスラム共和国の文化省である。

1970 年1月 12 日に制定された著作者作曲家美術家権利保護法では、著作権を登録する権限を文化イスラム指導省に与えている。

1. 著作権法の下でどのような著作物が保護されるのか

著者者保護法の第2条では、著作権法により保護される著作物のリストを次のように 掲げている。

- 1. 書籍、パンフレット、演劇その他のあらゆる文学的、科学的及び美術的著作。
- 2. それらが書かれ、記録又は放送される方法にかかわらず、詩、歌及び国歌。
- 3. それらが書かれ、記録又は放送される方法にかかわらず、舞台で、映画で、ラジオやテレビで上演するための視聴覚の著作物。
- 4. それらが作曲され、記録又は放送される方法にかかわらず、音楽の著作物。
- 5. 絵画、写真、図面、設計図、イラスト、地図又は単純又は複雑な方法で制作される装飾的かつ想像力に富んだ著作物。
- 6. あらゆる種類の彫刻。
- 7. 建築の著作物、設計図、スケッチ及び建物。
- 8. なんらかの独創的方法により制作された写真の著作物。
- 9. 応用手工芸品や工芸、絨毯及び敷物のデザインの独創的な物品。
- 10. 伝承及び国家的文芸遺産に基づいた独創的な著作物。
- 11. 独創的な技術的著作物。
- 12. 前述の著作物の組み合わせから制作されたその他の独創的な著作物」。
- 2. 著作権の登録はどのように、どこで行われているのか

著者者保護法の第 21 条によれば、「著作者は、文化芸術省が発表する場所で自らの名前、題名、著作物及びその主たる特性を登録することができる。内閣は、登録手続及び登録を扱う組織に関する法令を制定する」。

しかしながら、文化イスラム指導省に出願することで、著作権の登録手続を容易にする規則が 1972 年に制定された。この点について、関連省庁はこれを承認し、官報に発表する²⁵。

この点については、官報に掲載された発表の以下の見本を参照。

官報第 20913 号、64

ページ (2016年12月25日)

美術と文学の共同著作物の登録の発表

- 氏及び - 氏により提出された 2016 年 5 月 21 日付けの書簡第 15657 号及び第 15656 号によれば、1970 年に制定された著作者作曲 家芸術家権利保護法の第2条第1項に従い、以下の著作物が 2016 年 10 月 15 日、文学美術著作物の登録簿に第 9872 号として登録された。

著作物の題名と説明:

Hafezvieo She're Godar という書名の本。

文化イスラム指導省の産業財産庁(により公表された)。

3. イランでは外国の著作物も法に基づく保護を受けることができるか。

イランは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の加盟国ではない。したがって、外国の著作権はイランでは保護されない。しかしながら、外国人がイラン・イスラム共和国で創作した美術的、文学的及び技術的著作物であれば、その権利が著作権を規律する国内法により保護される。その際に、「著作者作曲家美術家権利保護法」の第22条「著作物がイランで初めて印刷、流通又は上演され、それまで他の国で印刷、流通又は上演されていない場合に限り、その著作者の経済的権利が本法により保護され

²⁵ 詳細については、同省の公式ウェブサイト(以下のリンク)を参照願いたい: http://www.farhang.gov.ir/en/home

る」と明記しているように、その著作物が独創的²⁶かつイランで初めて制作されることが条件となる。

文学的及び美術的著作物は創作され次第著作権保護の対象となり、その保護が登録の 有無によらない点に注意したい。

文学的及び美術的著作物の登録は任意であるものの、登録証は公的な証書であると考えられているため、裁判所や公的機関では証書が要求される点に注意したい。

著作権は、かつては著作者や作曲家の死後 30 年間存続するとされていたものの、その後、著作者作曲家美術家権利保護法の第 12 条を 2010 年に改正したことでこの期間が 50 年に延長された。しかしながら、映画の著作物、写真及び法人に属する著作物の著作権の存続期間は 30 年である。

著作権は譲渡が可能であるが、著作者の人格権は移転できない点にも注意したい。

自由貿易区における知財権の執行

イランでは、一部の地域及び区域の持つ経済力を高め、利用するために、いくつかの地区を「特別」又は「自由」経済区に指定している。自由貿易区は、外国直接投資を誘致する手段であり、以下の目標を掲げる。

- 1. 外国直接投資を誘致すること
- 2. 就労機会を創出すること
- 3. 多様な産業基盤を育成すること
- 4. 国内の供給・流通ネットワークを改善すること。

自由貿易産業区の主な目的は、製造業による輸出を後押しするために外国直接投資及び国内投資を誘致し、促進することにより、国際経済におけるイランの孤立を軽減することにあった。これらの特区が、主要な水路やイランにおける主要な地域市場との良好で戦略的な連絡を備えた地域に立地しているのはこれが理由である。これらの特区は、

²⁶ すなわち、制作者の着想、感情、及び知的労作に由来すること。言い換えれば、制作者の人格が著作物に明瞭に表れていなければならない。他の著作物を模倣し、コピーしても著作権は発生しない。

イランがその非石油輸出を発展させ、経済を多様化させるための重要な仕組みだと見られている。

イランには現在14の経済特区と七つの自由貿易産業区があり、イラン自由貿易産業・ 経済特区最高評議会のウェブサイトにそのリストが掲載されている。

http://www.freezones.ir/Default.aspx?tabid=137

イラン・イスラム共和国の自由貿易産業区のリストは以下のとおりである。

1- ゲシュム自由貿易産業区

当局: Qeshm Free Zone Organization

テヘラン事務所: No.25, Shahid Mirza Hassani Alley, Ghaem Magham Farahani Ave., Tehran 15867, I.R.IRAN

電話: (021) 8721859, (021) 8724870, (021) 8724871, (021) 8724872、

ファクス: (021) 8724874

現地事務所:

電話: (0763) 5225930-39,5224120, 5227844

ファクス: (0763) 5225338, 5224093

この面積 1,491 平方キロメートルのゲシュム島は、東経の $56^{\circ}16$ 、北緯 $26^{\circ}57$ に位置している。ゲシュム島は、イラン南部のペルシャ湾に存在し、バンダレ・アッバースの南方およそ 22 キロに位置する。

ウェブサイト: www.qeshm.ir

2- チャーバハール自由貿易産業区

当局: Chabahar Free Zone Organization

テヘラン事務所: No.15, Sattari Blvd., Africa Expressway, Tehran 19689, I.R. IRAN

電話: (021) 8796768, (021) 8796780、

ファクス: (021) 8782903

現地事務所:

電話: (0545444) 21445-7

ファクス: (0545444) 2237

チャーバハール市はザーヒダーンの南方 756 キロ、テヘランの南方 2,406 キロ、ザーヒダーン-コナーラク線沿いにある。また、バローチスターンの半平野部に位置し、チャーバハールの東部には広大な Dashtyari 平野が広がる。

ウェブサイト: www.chabaharfz.com

3- アラス自由貿易産業区

当局: Jolfa Development Company

本部事務所: Tabriz- No. 282- Jolfa Economic Zone bldg. Shahid Beheshti st.

電話: (0411) 5233828-29,31 ファクス: (0411) 5234586

現地事務所:

電話: (492302) 4001-2

ファクス: (492302) 3033

ウェブサイト: www.jolfa.org 電子メール: info@jolfa.org ジョルファ郡は、東アーザルバーイジャーン州の北西部、東経 45°17 から 46°31'まで、北緯 38°39'から 39°2'まで、州の北部国境沿いの細長い帯状の地帯として存在する。北から南へ、そしてアラス川、ナクチェワーン共和国、アルメニア及びアゼルバイジャンに 突き当たる。同郡は、面積 1,670.31 平方キロメートル、東方をカレイバー郡、南方をマランド及びアハールと接する。ジョルファ市はこの郡の郡都であり、タブリーズの北西に 135 キロ、マランドの北方 65 キロに位置する。

4-アンザリー自由貿易産業区

当局: Ports and Shipping Organization

本部事務所: Ports and Shipping General Directorate

Bandar Anzali, 43154 Iran.

電話: (0181) 34505-7

ファクス: (0181) 34802

アンザリー自由貿易区は、21 世紀のアジア欧州輸送回廊として知られている国際南北輸送回廊(NSTC)沿いに立地している。この回廊は、ロシアを通じて北欧のヘルシンキ港をカスピ海北部及び南部にある港湾、ペルシャ湾の港湾、さらに東南アジア諸国へと結んでいる。

5-アルバンド自由貿易産業区

当局: Arvand Free Zone Organization

4th floor, No 143, 29th Allay, Khaled Eslamboli Ave., Tehran 1516613313, Iran.

電話: (021) 88883040-88889505

ファクス: (021)88880900

現地事務所: Helall Ahmar Building, Beraim, Abadan 63136 Iran.

電話: (0631) 3334017-3334018 ファックス: (0631) 3331120

ウェブサイト: www.arvandfreezone.ir

アルバンド自由貿易区は、ペルシャ湾の北西に位置する。アルバンドとカールーンの 二つの河川の合流点に位置するアーバーダーン、ホッラムシャフル及び Minoodasht (Minoo 島) の各都市で構成されている。アルバンド自由貿易区は、イラク及びクウェ ートに近接している。この自由貿易区には陸上、鉄道、海上及び航空輸送の結節点としての特殊な機能があり、それがこの特区の重要性を著しく高めている。

6-キーシュ自由貿易産業区

当局: Kish Free Zone Organization

テヘラン事務所: No.3, Kish Alley, Haghani Intersection, Africa Expressway, Tehran

15188, I.R IRAN

電話: (021) 8777085, (021) 8777086、ファックス: (021) 8882314

現地事務所: 電話: (076444) 221412,22675,22841,

ファクス: (076444) 22683, (076444) 23594, (076444) 22581

ウェブサイト: http://www.kish.ir/

キーシュ自由貿易区は、ペルシャ湾の北部海岸線、イラン・イスラム共和国南岸の沖合 18 キロに位置する。キーシュ自由貿易区はホルモズガーン州とバンダルレンゲ市の管轄内にある。キーシュ自由貿易区は年間に約 200 万人のイラン人及び外国人観光客を集めている。

7-マークー自由貿易産業区

マークー郡は、イランの北西部の西アーザルバーイジャーン州にあり、北方でGharasou 川とトルコ、東方でアラス川とアーザルバーイジャーン共和国(ナクチェワーン自治州)、西方でトルコ、南方でKhoy郡と接する。

ウェブサイト: http://www.makufz.org/en

(1) 適用法

イランの自由貿易区は、貿易と産業活動を促進し、税関、銀行及び金融システム、保 険、労働法、外国人の入国などに適用される手続を緩和することで投資を促進してきた。 この点で、自由貿易区は、経済特区と比べ、区域を管理するため「自由貿易産業区高等 評議会」という独立した組織及び規則を備えている。投資の促進がこうした区域の主な 目標であるため、既存のあらゆるシステム、公式及び非公式な手続に、産業活動に資するねらいがある。

自由貿易区への適用法には、次のものがある。

- 2008 年 PITRA (特許意匠商標登録法) 及びその 2009 年規則。これは、あらゆる知 的財産に係る事項に関する国内法である。
- 2014年に制定され、2016年に最後に改正された刑事訴訟法、
- そして 2000 年に制定された民事訴訟法も、それぞれ刑事訴訟手続と民事訴訟手続を 規律している。

イラン議会は、26 ヵ条で構成され、後に 1999 年 7 月 21 日に改正されたイラン・イスラム共和国の自由貿易産業区管理法を 1993 年 9 月 12 日に承認した。

例えば、(1999年7月21日に改正された)第22条では、「区域内における企業、知的財産権及び工業所有権の登録、並びに船舶及び航空機の登録は、憲法の第81条を考慮に入れ、内閣が定める規則に従って行う」と規定する。前記条文は、さらに、次のように規定する。「各区域内における企業、知的財産権及び工業所有権の登録は、その区域の組織が行う」。

自由貿易区内における知財に関する最も重要な法律は、イランの内閣(行政府)により 1995 年に制定された次の名称の規則である。企業並びに工業所有権及び知的財産権の登録基準。この規則は22ヵ条からなり、4つの章に分けることができる。

- 第1章は、同法で使われる用語を定義する。
- 第2章では、登録事務所の設置及びその責務を規定する。
- 第3章では、企業、知的財産権及び工業所有権を登録するために必要な法的手続及び 形式について説明する。
- 第4章には雑則が含まれている。

同規則の第20条によれば、現地当局に次のような一定の権限が与えられる。「企業の登録、設立及び以後の変更、並びに商標、商号、特許、意匠及び図面の登録、さらに帳簿の登録並びに商用及び非商用の帳簿のシール(正式な製本)に関連する費用は、各区域当局の指示に従って徴収する」。

また、第21条では次のように述べている。「区域当局の要請に応じ、この規則の規定に反する主体の活動を懲戒措置により防止する。このような措置は、当該企業又は研究機関の役員又は自然人が第三者に負う責任を免除しない」。

第22条は、この規則の執行に関する独自の施行規則又は命令を発行する権限を現地当局に与え、各区域の当局は、この権限を相互に独立して行使できる。「各区域の当局は、本規則の承認から1ヵ月以内に、本規則に関連する通達(行政命令)及び関連する印刷された様式を提供し、これに効力を与える」。

現地の商標登録事務所の設置

第2条では、「企業並びに工業所有権及び知的財産権の登録に係る機能を果たすため、 各区域の組織は、企業工業所有権知的財産権登録事務所という名称の部門を設置する」 と規定する。この部門は特に次の責任を負う。

- 1)イラン及び外国の企業及び研究機関の登録;
- 2)商標及び商号並びに産業名の登録;
- 3)発明、特許、モノグラム及び工業用図面の登録。

商標を登録する唯一の管轄当局は3つの局を擁する司法省の産業財産庁であるため、自由貿易区内で登録された商標の登録証は有効な証書であるとはみなされず、強制することができない。その結果、自由貿易区内の登録事務所は、企業のみを登録し、IP の新規登録出願を受理しない。

一例として、イラン企業が----- international という企業名でパイプに特化した機械工学及びインフラ分野の活動を 1997 年に開始し、1年後の 1998 年に-----という名称で商標を自由貿易区内で登録した。しかしながら、別の会社が同じ分類及び同じ商品についてこれと同じ商標を 2004 年にテヘランの商標登録局で登録し、商標登録局のアーカイブには先行する登録の記録がなかったため、不正な出願人に登録が付与された。

この点について、自社による先行する使用及び登録並びに被告の不誠実な登録を理由にこの侵害的証書の取り消しを求め、先行して登録した企業が、2013年にテヘランの裁判所に訴訟を提起した。被告は、原告の証書がゲシュム自由貿易区でのみ有効であり、他の場所では有効ではないため、テヘランで行使できないと主張した。裁判所は、証書が同国の現行法に基づき発行されており、国のどこでも有効であると述べた。したがって、先行する使用及び登録を侵害し、また不誠実な登録であったため、裁判所は、その

証書を取り消した。しかしながら、商標登録局は、この自由貿易区の証書を認めていないため、原告は商標登録局から証書を取得するためにテヘランで新たに出願しなければならなかった。したがって、取消は官報の2014年2月20日号(第1768277号)に掲載された。

(2) 自由貿易区における知財保護の管轄組織

自由貿易区は、法律上イランの領土であるため、イラン法が適用される。とはいえ、 こうした区域内では、税及び一定の輸出及び輸入規則、投資、入国ビザ等が免除されて おり、法は、この点について明確に規定している。

知財権の保護には、登録と執行という側面が伴い、テヘランに由来するものでなければならない。商標、意匠及び特許を登録するためには、産業財産庁にオンラインで出願しなければならない。その証書は有効であり、執行可能である。

さらに、司法及び警察当局が、自由貿易区での司法と治安を管轄している。警察当局は、テヘランの裁判所が発令した代行依頼に従って介入し、それに応じて報告を行うことができる。詳しく説明すれば、現地の司法機関と現地の警察は、侵害訴訟に二つの方法で対処できる。

最初のシナリオ: 犯罪が明白な場合:

第一歩として捜査が行われ、そこで証拠を収集し、相手方を捕捉する。

二つ目のシナリオ: 犯罪が明白ではない場合

原告は、刑事訴訟法に従い、テヘランに訴状を提出しなければならず、裁判所は、必要に応じて現場の捜査を行い、その結果に応じて経過及び判断をテヘランの裁判所に報告するよう検察官や地元当局に命ずる場合がある。

(3) 模倣品の没収手続

原告は、犯罪が発生したことを主張する訴状を Quddusi 司法複合施設に提出しなければならない。その事件は、IP 事件を現在捜査している三つの部のいずれかに付託される。すなわち、第 1043 部、第 1044 部、また時には第 1028 部である。裁判長がその証拠で十分だと判断した場合には模倣品を押収するための差止命令を発令する。

この点で、差止命令がテヘランで訴追するためのものである場合、裁判所はまず、押収命令を発令し、その後、警察の報告をもとに侵害が発生しているかどうかを確認する

よう公認の専門家に依頼する。しかしながら、侵害がテヘラン市外で行われた場合、裁判所は、捜査代行命令を発令し、これを実行するよう現地の検察官に命じ、また、警察とともに公認の専門家の立ち会いのもとで押収するよう命ずる。裁判所の第 1044 部では、専門家が押収に立ち会う必要はないと考えている点に注意したい。

警察が押収した後、裁判所は、被告人に抗弁又は意見を求め、次に、判決を下すために審理の期日を設定する。判決が確定し、所定の期限(20 日)内に控訴が提起されなかった場合、裁判所は、それを執行するためにその地区の法務局に送付する。警察は、裁判所の命令を実行できるかどうかを検討し、その内容に応じて執行し、その経過及び判明した事実を現地の検察官に報告する。

(4) 管轄組織による実際の活動

自由貿易区でも、知財権を管轄する当局に違いはない。司法と警察当局の手続は、自由貿易区でも変わらない。

(5) 代表的な成功例と失敗例及びそれから導かれる教訓:

自由貿易区における知財事件の取り扱いに管轄権を有する特別な裁判所や検察官は存在しないため、利害関係者は訴訟をテヘラン(の民事又は刑事裁判所)に提起しなければならず、自由貿易区で現場捜査を行わなければならない場合には、テヘランの裁判所が現場捜査や差止命令を依頼するために、現地当局に命令を発令する。そこで、最終的な判決を下すためにテヘランの裁判所や検察官に報告書を送付する。

したがって、司法手続が同じであるため、税関の章で紹介した事例が自由貿易区内に もあてはまる。

イランにおける知財保護や模倣品対策に関係する NPO や NGO の概要

非政府組織(NGO)と非営利組織は、イランにおける司法の公式的業務に関与していない。

非政府組織に類似する最古の機関は 1941 年に設立された「受刑者支援協会」であった。この組織は、主な稼ぎ手が収監されているために十分に生計を立てられない受刑者の家族を支援することを主目的としている。これに加えて、この組織は、受刑者が出所した後、社会に復帰し、仕事を見つけることも支援している²⁷。

イスラム革命後は、賠償金を支払えない受刑者を支援するために「賠償金に対応し、 貧困な受刑者を支援するための大衆機関」が 1990 年に設立された。この機関は、それ ほど悪質ではない、主に交通事故による傷害犯の賠償金を支払う目的で資金を積極的に 集めている²⁸。

知財権については、知的財産法で指定された科学協会が設立された。こうした機関は、主に社会的及び職業的な業務及び研究を積極的に行い、またセミナーを開催し、学術誌を発行している。司法機関や産業財産庁が技術的な設備を備えていないため、このようなアウトソーシングが必要になる。

1- イラン知的財産法協会(IRIPLA)は、イランの知財弁護士のための学術的な団体である。IRIPLA は、イランにおける知的財産法の様々な分野の教育と研究を促進するため、また、研究成果や科学的成果を法に基づき保護すること並びに文学的及び美術的著作物の著作者の人格的及び経済的権利を尊重することの重要性と必要性に対する国民の意識を高めるために設立された²⁹。

2- 著作権保護センター (Office for Protection of Copyright) : 法律や条約、法律集を専門的に取り扱う出版社である Majd 書店と提携している。

²⁷ この機関の詳細については、そのウェブサイト http://home.haami.org/ を参照願いたい。

²⁸ この機関の詳細については、そのウェブサイト www.ippro.ir を参照願いたい。

²⁹ この機関の詳細については、そのウェブサイト http://www.iriplaw.ir/ を参照願いたい。

同団体は民間団体であり、規模は小さいものの、文学的及び美術的著作物の保護を強化するために司法、行政及び専門家団体との連携を強化していくと同センターのウェブサイトに宣言し、野心的な目標を掲げている。また、同団体は、知的財産権に関する意識を喚起したいと考えており、知財権侵害を防ぎ、これと戦う方法について論じている。また、セミナーを開催し、法案について議論することも目標の一つである30。

知財関連官庁の詳細な連絡先

1- Shahid Beheshti 司法複合施設

電話 009821-88895994-9

住所: Tehran, Ferdowsi Square, Shahid Qarani Street, Somayyeh St. Corner.

管轄:知財権に関連するあらゆる民事事件の審理。

2- Shahid Quddusi 司法複合施設

(刑事裁判所レベル2の第1028部、第1043部及び第1044部がこの中にある)

旧住所: Tehran, Ostad Motahhari Street, Koohe Noor Street, Seventh Street, no. 43.

新住所: Tehran, Vanak Square, Mulla Sadra Street, Kordistan St. Corner, No. 64,

Farhad Building. (国別コード及び都市コード: 0098-21

電話 88730449 - 88730489 - 88738346 - 88737430

管轄: 知財権に関するあらゆる刑事事件の審理

³⁰ この機関の詳細については、そのウェブサイト http://www.booklaw.ir/index.php?mod=page&id=2 を参照願いたい。

3- 医療事件や医薬品に関連する犯罪に特化した法務局第19地区

住所: Tehran, Ostad Motahhari Street, after Qaem Maqam Farahani, Corner of Golriz alley, no. 284.

旧番号 0098-21

電話 88328987-8; 88830312; 2-88328980

管轄: 知財権に関連するあらゆる刑事事件の捜査; 検察。

4- 国家文書不動産登録機関、

住所: Tehran, Fayyaz Bakhsh Street, the North Side of the City Park,

電話: 009821-63920000

info@ssaa.ir

http://www.ssaa.ir

管轄: イラン国内にある文書や不動産を登録するための国家機関。産業財産庁は、この 下部組織である。

5- 産業財産庁(商標登録局、意匠登録庁、特許局)

Tehran, Fayyaz Bakhsh Street, next to the Organization of Registration of Documents and Real Estates,

郵便番号 1114678513.

http://iripo.ssaa.ir/Default.aspx?tabid=3974

管轄: あらゆる知財権の登録; 第170条委員会もこの中にある。

6- 法務局、第31地区(サイバー犯罪に特化している)

住所: Tehran, Shariati Street, above the Taleqani square, before Bahar Shiraz Street, Corner of Farhad Alley, no. 2.

電話 009821-6-77512034

7- IRNIC、.ir 及び.iran ドメイン登録機関

基礎科学研究所の中にある

住所: Tehran Province, Tehran, Niavaran Building, Bahonar Sq.

電子メール: info@nic.ir

ウェブサイト: https://www.nic.ir/

オンライン・サポート: 平日のみ、14:00 から 15:00 及び 13:30 から 16:00 まで対応 (テヘラン時間)

電話: (+98 21) 2358 7000

平日のみ9:00から12:00まで対応(テヘラン時間)

ファクス: (+98 21) 2229 5700

管轄:irで終わるあらゆるドメイン名の登録

[経済産業省委託事業]

イランにおける

模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査

2017 年 4 月 発行 2018 年 6 月 一部修正

[作成協力]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-3880-601

FAX: +971-4-3880-646

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が 2017 年 4 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。